

2 規 程

現 行	旧
<p>(1) 千葉大学評議会規程</p> <p>第1条 国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（昭和28年文部省令第11号）に基づき千葉大学に評議会を置く。</p> <p>第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもつて組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 各学部長及び教養部長</p> <p>三 各学部及び教養部の教授2名</p> <p>四 生物活性研究所長</p> <p>五 附属図書館長</p> <p>六 附属病院長</p> <p>2 前項第3号の評議員は、各学部及び教養部ごとに教授会において当該学部及び教養部の教授のうちから選挙された者とする。</p> <p>第3条 前条第1項第3号の評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。</p> <p>2 前項の評議員は、再任されることができ</p> <p>る。</p> <p>3 第1項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず引き続きその職務を行う。</p> <p>第4条 評議会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項</p> <p>二 予算概算の方針に関する事項</p> <p>三 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項</p> <p>四 人事の基準に関する事項</p> <p>五 学生定員に関する事項</p> <p>六 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項</p> <p>七 学部、その他の機関の連絡調整に関する事項</p> <p>八 教育研究の全学的な体制の整備発展に関する事項</p> <p>九 その他大学の運営に関する重要事項</p>	<p>千葉大学評議会規程 (昭和28.6.1廃止)</p> <p>第1条 本学の運営を円滑適正にし、且つ学部間の連繫を緊密化するため、本学に評議会を置く</p> <p>第2条 評議会は前条の目的を達成するため、本学の運営に関する重要な事項につき学長の諮問に応じ審議するものとする</p> <p>(注) 運営に関する重要な事項とは、概ね旧制大学の評議会の審議事項（1 学部に於ける学科の設置及廃止 2 講座の設置及廃止に付諮問したる事項 3 大学内部の制規 4 其の他文部大臣又は学長の諮問したる事項）とする</p> <p>第3条 評議会は左の評議員を以て組織する</p> <p>一 学部長</p> <p>一 附属病院長、分校主事</p> <p>一 左記により各学部毎に教授（教授予定者を含む。以下教授と称する）の互選により学長の命ずるもの</p> <p>記</p> <p>医 学 部 2 名</p> <p>薬 学 部 1 名</p> <p>学芸学部 3 名（内2名4年制一般教養担当の教授の互選によるもの）</p> <p>工芸学部 2 名</p> <p>園芸学部 2 名</p> <p>(注) 教授予定者とは、本学に在職する教官にして教授の資格審査に合格し、且つ講座定員内のものをいう</p> <p>第4条 学長は必要ある時は評議員以外のものも出席させることができる</p> <p>第5条 学長は毎月1回評議会を招集し、その議長となる</p> <p>但し臨時に招集することもある</p> <p>附 則</p> <p>一 本規程は昭和24年10月5日より施行する</p> <p>一 本規程の存続期間は大学管理法（仮称）の制定までとする</p>

規 程

現 行	旧
<p>2 評議会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。</p> <p>第5条 学長は、評議会の会議を招集しその議長となる。</p> <p>2 前条第2項に規定する事項について、評議員の3分の1以上の請求があるときは、学長は会議を招集しなければならない。</p> <p>第6条 評議会は、常会及び臨時会とする。</p> <p>2 常会は毎月1回、臨時会は必要あるとき開くものとする。</p> <p>第7条 評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。</p> <p>2 議事は、出席評議員の過半数で決する。</p> <p>3 可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>第8条 学長は、必要があるときは評議員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>第9条 評議会に議事録を具え議事進行の過程及び決定事項を記録する。</p> <p>第10条 評議会の庶務は、事務局が処理する。</p> <p>第11条 この規程の改正は、評議員の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>第12条 この規程に定めるものの外、必要な事項は評議会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和28年6月1日から施行する。</p> <p>2 昭和26年10月5日施行の千葉大学評議会規程は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和39年9月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和43年5月9日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。</p>	<p>一 本規程施行に関する細則は学長が定める</p>

現 行	旧
<p>附 則 この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和48年9月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 千葉大学教授会規程 (設置) 第1条 学校教育法第59条に基づき、本学の各学部、教養部及び生物活性研究所（以下「学部等」という。）に教授会を置く。 (組織) 第2条 教授会は、学部等の長及び教授の全員をもつて組織する。 2 教授会は、学部等の長及び教授をもつて</p>	<p>(2) 千葉大学協議会規程 (昭48.10.1廃止)</p> <p>第1条 教育公務員特例法に定める事項を行うため、本学に協議会を置く。</p> <p>第2条 協議会は次に掲げる職員をもつて組織する。 一 学 長 二 学部長 三 評議員である教授 四 腐敗研究所長 五 附属図書館長 六 医学部附属病院長</p> <p>第3条 学長は必要があるときは、協議会を招集しその議長となる。</p> <p>第4条 協議会の議決方法その他については、千葉大学評議会規程第5条以下を準用する。</p> <p>附 則 この規程は昭和27年12月9日から施行する。</p> <p>千葉大学学部教授会規程 (設置) 第1条 学校教育法、その他の法令に基づいて、本学各学部に教授会を置く。 (組織) 第2条 教授会は、学部長および教授の全員をもつて組織する。 2 教授会は、学部長および教授をもつて構成する教授会の定める規程に基づいて、助教</p>

規 程

現 行	旧
<p>構成する教授会の定める規程に基づいて、学部等の実情に応じ助教授その他の教官をその構成員に加えることができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第3条 学部等における、次に掲げる事項は、教授会の審議を経なければならない。</p> <p>一 学科講座(これに代るべきものを含む。)並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項</p> <p>二 学科目の種類及び編成に関する事項</p> <p>三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項</p> <p>四 学生の試験に関する事項</p> <p>五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項</p> <p>六 学生の懲戒に関する事項</p> <p>七 学部等の予算に関する事項</p> <p>八 その他学部等の教育、研究及び運営に関する重要事項</p> <p>2 教授会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法その他の法律の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 定例教授会は、毎月1回以上開会する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開会することができる。</p> <p>第5条 学部等の長は、教授会を招集しその議長となる。</p> <p>第6条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>第7条 教授会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。</p> <p>第8条 学部等の長は、必要あるときは、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。</p> <p>第9条 教授会構成員の4分の1以上の者が議案を示して請求するときは、学部等の長は、教授会を招集しなければならない。</p> <p>第10条 学部等の長に事故あるときは、学部等の長があらかじめ教授会の議を経て指名</p>	<p>授又は常勤の講師をその構成員に加えることができる。</p> <p>(権限)</p> <p>第3条 当該学部における次に掲げる事項は、教授会の審議を経なければならない。</p> <p>一 学科講座(これに代るべきものを含む。)ならびに教育および研究に関する施設の設置廃止に関する事項</p> <p>二 学科目の種類および編成に関する事項</p> <p>三 学生の入学および卒業の認定に関する事項</p> <p>四 学生の試験に関する事項</p> <p>五 学生団体、学生活動および学生生活に関する事項</p> <p>六 学生の懲戒に関する事項</p> <p>七 その他当該学部の教育、研究および運営に関する重要事項</p> <p>2 教授会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特例法その他の法律の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 定例教授会は、毎月1回以上、開会する。但し、特に必要がある場合は、臨時に開会することができる。</p> <p>第5条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。</p> <p>第6条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>第7条 教授会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。</p> <p>第8条 学部長は、必要あるときは教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第9条 教授会に議事録を具え、議事進行の過程および決議事項を記録し議長の指名する教授2名の確認を受けるものとする。</p> <p>第10条 議事録は、学部長が保管する。</p> <p>(幹事および書記)</p> <p>第11条 教授会に、幹事および書記を置く。</p>

現 行	旧
<p>した教授が議長の職務を行う。 (議事録)</p> <p>第11条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び決議事項を記録するものとする。 (幹事及び書記)</p> <p>第12条 教授会に、幹事及び書記を置く。幹事は、事務長がこれにあたる。 2 書記は、幹事の命をうけ事務に従事する。 (議事及び運営)</p> <p>第13条 その他、教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定める。</p> <p>附 則 この規程は、昭和26年10月5日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和43年11月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和48年9月29日から施行する。</p>	<p>幹事は、事務長がこれにあたる。 2 書記は、幹事の命を受け事務に従事する。 (議事および運営)</p> <p>第12条 その他、教授会の議事および運営の方法については、教授会が定める。</p> <p>附 則 本規程は、昭和26年10月5日から施行する。</p>
<p>(4) 千葉大学学長選考基準 (趣旨)</p> <p>第1条 学長採用の選考は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条の規定に基づき、千葉大学評議会(以下「評議会」という。)がこの基準により行う。 (選考の時期)</p> <p>第2条 評議会は、次の場合に学長候補者の選考を行う。 一 学長の任期が満了するとき。 二 学長が辞任を申出たとき。 三 学長が欠員となつたとき。 2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場</p>	<p>千葉大学学長選考基準 (昭40.3.9廃止)</p> <p>第1条 学長採用の選考は千葉大学協議会がこの基準によつて行う。 第2条 学長の選考は次の場合に行う。 一 学長の任期が満了するとき 二 学長が辞任を申出たとき 三 学長が欠けたとき 第3条 学長は原則として、学内の適任者のうちから選考する。 第4条 協議会は学長を選考するため、学長候補者推薦委員会(以下、委員会という。)の推薦する学長の候補者について、選挙権を有する者に単記無記名投票による選挙を行わせる。</p>

現 行	旧
<p>合においては、辞任の申出があつたとき又は欠員となつたときすみやかに行う。 (選考の方法)</p> <p>第3条 評議会は、選挙資格を有する者(以下「選挙資格者」という。)による選挙の結果に基づき、学長候補者を選考する。 (選挙資格者)</p> <p>第4条 選挙資格者は、選挙公示の日に現に在職する本学の学長、専任の教授、助教授、講師及び助手とする。ただし、別に定める者及び選挙の日までにその職を去つた者は、選挙資格を有しない。 (選挙の期日、公示及び通知)</p> <p>第5条 評議会は、学長候補者の選挙を行う期日を定め、次の各号に定める期間内に公示し、各学部、教養部、生物活性研究所及び医学部附属病院(以下「各部局」という。)の長並びに選挙資格者に通知しなければならない。</p> <p>一 学長の任期が満了するときは、選挙を行う期日の25日前まで</p> <p>二 学長が辞任を申出たとき又は学長が欠員となつたときは、その日より10日以内(学長候補適任者選定委員会)</p> <p>第6条 評議会は、学長候補者となるべき適任者(以下「学長候補適任者」という。)を選定するため、学長候補適任者選定委員会(以下「委員会」という。)を設ける。</p> <p>2 委員会は、各部局(医学部附属病院を除く。)から選出された委員をもつて組織する。各部局は、選挙資格者の互選により、各4名の委員を選出する。</p> <p>3 委員会は、委員の互選により委員長を定める。委員長は、委員会の議長となる。</p> <p>4 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ委員会を開くことができない。</p> <p>第7条 学長候補適任者となるべき者は、各部局(医学部附属病院を除く。)の推薦によるものとする。この推薦は、公示の日から14日以内に評議会に対して、これを行う。</p> <p>第8条 評議会は、前条の規定による推薦締切後4日以内に、被推薦者の氏名、経歴等</p>	<p>第5条 選挙資格を有する者は、選挙公示の日に現に本学の学長並びに専任の教授、助教授及び講師であるものとする。</p> <p>選挙公示の日選挙資格を有していた者が、選挙の日までに前項の職を去つたときは選挙資格を失う。</p> <p>第6条 学長の選挙事務は協議会が管理する。</p> <p>第7条 協議会は学長の選挙を行う期日を定め、次の期間内に公示すると共に、学部長並びに選挙資格を有する者に通知しなければならない。</p> <p>一 学長の任期が満了するときは、満了の日の30日前まで</p> <p>二 学長が辞任を申出たとき及び学長が欠けたときは、その日より10日以内</p> <p>第8条 学部長は前条の通知を受けた場合は学長候補者推薦委員(以下、委員という。)を選出し、協議会に報告しなければならない。</p> <p>第9条 各学部の委員は教授会の構成員のうち、選挙資格を有する者の互選により選出せられた者5名とする。</p> <p>第10条 協議会は委員会を招集し、学長の候補者を推薦させる。</p> <p>委員会の議長は、学長又はその代理者をもつて充てる。</p> <p>委員会は委員の5分の4以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>第11条 委員会は次の方法によつて学長の候補者を定める。</p> <p>一 各出席委員は候補者として適当と認める者2名以内を、連記で投票する。</p> <p>二 議長は得票者の氏名を第1次候補者として、五十音順によりその席上で発表する。</p> <p>三 各出席委員は第1次候補者の中から3名以内を、連記で投票する。</p> <p>四 前号の投票において、得票多数の者5名を限度として学長の候補者とする。但し、末位に得票同数の者があるときは、学長の候補者に加える。</p>

現	旧
<p>を委員会の委員となるべき者に通知し、この通知後、すみやかに委員会を招集する。</p> <p>第9条 委員会は、前条の通知後、5日以内に、次の方法により学長候補適任者を選定する。</p> <p>一 委員会は、2名連記の無記名投票により被推薦者のなかから、学長候補適任者を選定する。</p> <p>二 委員長は、上位の得票者5名を限度として学長候補適任者とし、その席上で五十音順にこれを発表する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、その者を加える。</p> <p>2 前項の得票数は、委員長及び委員の互選による立会人2名のほかには、示さないものとする。</p> <p>3 委員長は、学長候補適任者を選定したときは、これを評議会に報告する。 (学長候補適任者の公示及び通知)</p> <p>第10条 評議会は、学長候補適任者の氏名を五十音順により公示し、選挙資格者に通知しなければならない。 (選挙)</p> <p>第11条 学長候補者の選挙は、前条の候補適任者について、単記無記名投票によりこれを行う。</p> <p>2 前項の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者3名について単記無記名投票を行う。ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える。</p> <p>3 前項の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者2名について単記無記名投票を行う。ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える。</p> <p>4 前項の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者2名について再度単記無記名投票を行う。ただし、得票同数の者があるときは、くじでその順位を定める。 (不在者投票)</p>	<p>五 議長は学長の候補者の氏名を、五十音順によりその席上において発表する。</p> <p>前項における投票は総て無記名とし、且つ各候補者の得票数及びその順位は、議長及び協議会が協議員のうちから選任した立会人2名の外には示さないものとする。</p> <p>議長は学長の候補者が決まったときは、これを協議会に報告する。</p> <p>第12条 協議会は学長の候補者の氏名を五十音順により公示すると共に、選挙資格を有する者に通知しなければならない。</p> <p>第13条 学長の選挙は、前条の候補者について、指定の期日に、指定の選挙場において行う。</p> <p>第14条 有効投票の過半数を得たものを学長候補者とする。</p> <p>過半数を得たものがないときは繰返し前条の投票を行う。</p> <p>投票3回に及んでなお過半数を得たものがないときは、3回目の投票において得票多数の者2名について投票を行う。但し、末位の者と同点者があるときはくじでその順位を定める。</p> <p>前項の投票で有効投票の多数を得た者を学長候補者とする。得票同数のときはくじで定める。</p> <p>第15条 学長候補者が学長となることに同意しないときは、前2条の規定により再投票を行う。</p> <p>第16条 協議会は選挙の結果に基づき、学長候補者を選考して学長又はその代理者に報告し且つ公示する。</p> <p>第17条 学長の任期は4年とする。但し、再選することができる。</p> <p>第18条 この基準の解釈については疑義があるときは、協議会がこれを決定する。</p> <p>第19条 この基準の実施に関し必要な事項は協議会が定める。</p> <p>第20条 この基準の改正は協議会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は昭和28年2月1日から施行す</p>

規 程

現 行	旧
<p>第12条 選挙資格者で、公務による出張又は疾病その他身体の故障により、選挙の当日自ら投票所に行くことができない者は、別に定めるところにより、不在者投票をすることができる。</p> <p>(当選者)</p> <p>第13条 第11条第1項から第3項までの投票において、有効投票の過半数を得た者を、学長候補者選挙の当選者とする。</p> <p>2 第11条第4項の投票においては、有効投票の多数を得た者を当選者とする。得票同数のときは、くじで当選者を定める。</p> <p>(当選者の辞退)</p> <p>第14条 評議会は、学長候補者選挙の当選者が学長となることに同意しないときは、前5条の規定により再選挙を行う。</p> <p>2 評議会は、再選挙を行うにいたつたときは、直ちにその旨を公示し、選挙資格者に通知しなければならない。</p> <p>(選挙の管理)</p> <p>第15条 学長候補者の選挙は、評議会が管理する。</p> <p>2 評議会は、選挙管理責任者1名を置くものとし、評議会議長をもつて充てる。</p> <p>(学長候補者の決定)</p> <p>第16条 評議会は、選挙の結果に基づき、学長候補者を決定する。</p> <p>2 評議会は、前項の決定を学長又はその代理人に報告し、公示する。</p> <p>(学長の任期)</p> <p>第17条 学長の任期は、4年とする。</p> <p>2 学長は、再任することができる。ただし、引き続き6年をこえて在任することはできない。</p> <p>(細則等)</p> <p>第18条 この基準の実施に関する細則は、評議会が定める。</p> <p>2 この基準の解釈について疑義があるときは、評議会がこれを決定する。</p> <p>(改正の手續)</p> <p>第19条 この基準は、評議会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、改正</p>	<p>る。</p>

現 行	旧
<p>することができない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、昭和40年12月9日から施行する。</p> <p>2 従前の千葉大学学長選考基準（昭和28年2月1日評議会制定）は、これを廃止する。</p> <p>3 この基準施行の際現に学長の職にある者の任期については、初任より引続き6年をこえて在任することはできない。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和42年10月12日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和44年4月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和45年6月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和48年9月29日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和48年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和53年4月1日から施行する。</p>	
<p>(5) 千葉大学学部長選考に関する規程</p> <p>第1条 学部長候補者の選考に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 学部長候補者は、学部の教授（教授予定者を含む。）のうちから、当該学部の教授会の議に基づき学長が選考する。</p> <p>第3条 学部長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合行う。</p> <p>一 学部長の任期が満了するとき。</p> <p>二 学部長が辞任を申出たとき。</p> <p>三 学部長が欠員となつたとき。</p>	<p>千葉大学学部長選考基準 (昭28.6.1廃止)</p> <p>第1条 学部長採用の選考は、当該学部教授会の推薦する候補者について、学長がこれを行う。</p> <p>第2条 学部長は、原則として当該学部内の適任者のうちから選考する。</p> <p>第3条 学部長の任期は3年とする。但し、再任することができる。この場合は、引続き6年を超えて在任することができない。</p>

規 程

現 行	旧
<p>第4条 学部長は、教授会により決定した、学部長候補者を学長に報告する。</p>	<p>第4条 学部長の推薦に関する内規は、予め学長の承認を受けるものとする。</p>
<p>第5条 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年をこえて在任することができない。</p>	<p>附 則 この基準は昭和28年2月1日から施行する。</p>
<p>第6条 学部長候補者選考の実施に関し必要な学部細則は、あらかじめ学長の承認を受けるものとする。</p>	<p>註 第1条の「教授会」とは学部において2種の教授会を開く場合は、その広い意義における教授会を指すものとする。</p>
<p>附 則 1 この規程は、昭和28年6月1日から施行する。 2 昭和28年2月1日施行の千葉大学学部長選考基準は廃止する。</p>	
<p>附 則 1 この規程の改正は、昭和47年7月13日から施行する。 2 この規程の改正の際現に在職している学部長の任期は、改正後の規程第5条の規定にかかわらず、なお従前のとおり3年とし、改正時における任期のはじめから起算して、引続き4年をこえて在任できないものとする。</p>	
<p>(6) 千葉大学教養部長選考基準</p>	<p>千葉大学教養部長選考基準 (昭44.5.15廃止)</p>
<p>第1条 千葉大学教養部長（以下「教養部長」という。）候補者の選考に関しては、この基準の定めるところによる。</p>	<p>第1条 千葉大学教養部長（以下「教養部長」という。）候補者の選考に関しては、この基準の定めるところによる。</p>
<p>第2条 教養部長候補者は、本学の教授（教授予定者を含む。）のうちから千葉大学教養部教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき学長が選考する。</p>	<p>第2条 教養部長候補者は、本学の教授（教授予定者を含む。）のうちから千葉大学教養部教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき、学長が選考する。</p>
<p>第3条 教養部長候補者の選考に関する教授会は、次の各号の一に該当する場合に開かれる。</p>	<p>第3条 教養部長候補者の選考に関する教授会は、次の各号の一に該当する場合に開かれる。</p>
<p>一 教養部長の任期が満了するとき。 二 教養部長が辞任を申し出たとき。 三 教養部長が欠員となつたとき。</p>	<p>一 教養部長の任期が満了するとき 二 教養部長が辞任を申し出たとき 三 教養部長が欠員となつたとき</p>
<p>2 教養部長候補者の選挙は前項第1号に該当する場合は任期満了の日の20日前までに、第2号又は第3号に該当する場合はそのつどすみやかに行う。</p>	<p>第4条 教授会は、その構成員が推薦した者のうちから、教養部長候補者となるべき適任者3名を選定する。</p>
<p>第4条 教授会は、教養部長候補者の選挙を行う期日を定め、次の各号に定める期間内</p>	<p>2 前項の推薦は、授教会構成員の単記無記名投票による。</p>

現 行	旧
<p>に公示しなければならない。</p> <p>一 教養部長の任期が満了するときは、選挙を行う期日の18日前まで</p> <p>二 教養部長が辞任を申し出たとき又は教養部長が欠員となつたときはその日より10日以内</p> <p>第5条 教授会は、その構成員が推薦したもののうちから教養部長候補者となるべき適任者3名を選定する。</p> <p>2 前項の推薦は、教授会構成員の単記無記名投票による。</p> <p>3 推薦された者が3名を超えるときは、被推薦者全員について単記無記名投票を行い得票多数の者3名を適任者とする。</p> <p>4 得票同数の者については、単記無記名の決選投票を行い適任者を定める。</p> <p>5 推薦された者が3名に満たない場合には、その欠を補なうために単記無記名の推薦投票を行い適任者3名を選定する。</p> <p>第6条 教養部長候補者となるべき適任者の推薦及び選定の告示は、その日を含めて7日以前に行わなければならない。</p> <p>第7条 選挙資格者は、選挙公示の日に現に在職する専任の教授、助教授、講師及び助手とする。</p> <p>第8条 第5条により選定された適任者のうちから教養部長候補者を選出するため選挙を行う。投票は、単記無記名とする。</p> <p>2 選挙資格者で公務による出張又は疾病その他身体の故障により選挙の当日自ら投票所に行くことができない者は、別に定めるところにより不在者投票をすることができる。</p> <p>3 教養部長候補者選挙の当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。</p> <p>4 前項に該当するものがないときは、得票多数の者2名について単記無記名の決選投票を行い得票多数の者を当選者とする。この場合において、得票が同数であるときは年長者を当選者とする。</p> <p>第9条 教養部長候補者となるべき適任者は、第8条の選挙の日を含めて7日以前に</p>	<p>3 推薦された者が3名を超えるときは、被推薦者全員について単記無記名投票を行ない、得票多数の者3名を適任者とする。</p> <p>4 得票同数の者については、さらに決選投票を行ない適任者を定める。</p> <p>5 推薦された者が3名に満たない場合には、その欠を補なうために、さらに推薦投票を行ない適任者3名を選定する。</p> <p>第5条 教養部長候補者となるべき適任者の推薦及び選定の告示は、その日を含めて1週間以前に行なわなければならない。</p> <p>第6条 第4条より選定された適任者のうちから、教養部長候補者を選出するため選挙を行なう。</p> <p>2 前項の選挙資格者は、選挙の当日専任の教授、助教授及び講師である者とする。ただし、海外出張中の者を除く。</p> <p>3 教養部長候補者選挙の当選者は、有効投票数の過半数を得た者とする。</p> <p>4 前項に該当する者がいないときは、投票多数の者2名について、さらに投票を行ない、得票多数の者を当選者とする。この場合において、得票が同数であるときは、年長者を当選者とする。</p> <p>第7条 教養部長候補者となるべき適任者は、第6条の選挙の日を含めて1週間以前に告示されなければならない。</p> <p>第8条 第6条の選挙に関する事務は、教養部長が管理する。</p> <p>第9条 教授会は、第6条の選挙の結果を参考として、教養部長候補者を決定する。</p> <p>第10条 教養部長は、第9条により決定した教養部長候補者を学長に報告する。</p> <p>第11条 教養部長の任期は、2年とする。ただし、再任とすることができる。</p> <p>第12条 この基準を改正するときは、教授会の議を経るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、昭和43年4月1日から施行する。</p>

規 程

現 行	旧
<p>告示されなければならない。</p> <p>2 前項の告示には得票は示さず、氏名は五十音順に発表する。</p> <p>第10条 教授会は、第8条の選挙の結果に基づき教養部長候補者を決定する。</p> <p>第11条 教養部長又は選挙管理責任者は第10条により決定した教養部長候補者を学長に報告し公示する。</p> <p>第12条 第8条の選挙に関する事務は、教養部長又は選挙管理責任者が管理する。</p> <p>第13条 教養部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年をこえて在任することができない。</p> <p>第14条 この基準の実施に関する細則は別に定める。</p> <p>第15条 この基準を改正するときは教授会の議を経るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、昭和44年5月15日から施行する。</p> <p>2 千葉大学教養部長選考基準（昭和43年2月8日制定）は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>2 この基準の改正の際現に在職する教養部長は、改正時における任期のはじめから起算して、引続き4年をこえて在任できないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この基準の改正は、昭和52年1月20日から施行する。</p>	
<p>(7) 千葉大学生物活性研究所長選考基準</p> <p>第1条 研究所長採用の選考は、研究所教授会の議に基づき、学長がこれを行なう。</p> <p>第2条 研究所長は、本学教授のうちから選考する。</p> <p>第3条 研究所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年をこえて在任することができない。</p> <p>第4条 研究所長の選考に関する研究所内規は、予め学長の承認を受けるものとする。</p>	<p>腐敗研究所長選考基準</p> <p>第1条 研究所長採用の選考は、研究所教授会の推薦する候補者について学長がこれを行う。</p> <p>第2条 研究所長は、原則として学内の適任者のうちから選考する。</p> <p>第3条 研究所長の任期は3年とする。但し、再任することができる。</p> <p>第4条 研究所長の推薦に関する内規は、予め学長の承認を受けるものとする。</p>

現 行	旧
<p>附 則 この基準は、昭和28年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>2 この基準の改正の際現に在職している研究所長の任期は、改正後の基準第3条の規定にかかわらず、なお従前どおり3年とし、改正時における任期のはじめから起算して、引続き5年をこえて在任できないものとする。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和48年9月29日から施行する。</p> <p>(8) 千葉大学医学部附属病院長選考基準</p> <p>第1条 医学部附属病院長採用の選考は、医学部教授会の推薦する候補者について学長が行なう。</p> <p>第2条 医学部附属病院長は、医学部教授のうちから選考する。</p> <p>第3条 医学部附属病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年をこえて在任することができない。</p> <p>第4条 医学部附属病院長の推薦に関する内規は、予め学長の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この基準は、昭和28年9月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>2 この基準の改正の際現に在職する医学部附属病院長は、改正時における任期のはじめから起算して、引き続き4年をこえて在任できないものとする。</p> <p>(9) 千葉大学附属図書館長選考基準</p> <p>第1条 附属図書館長採用の選考は、この基準により学長がこれを行う。</p> <p>第2条 附属図書館長は、原則として学内の</p>	<p>附 則 この基準は、昭和28年2月1日から施行する。</p> <p>千葉大学医学部附属病院長選考基準</p> <p>第1条 医学部附属病院長採用の選考は、医学部教授会の推薦する候補者について学長が行う。</p> <p>第2条 医学部附属病院長は、原則として医学部臨床教授のうちから選考する。</p> <p>第3条 医学部附属病院長の任期は2年とする。</p> <p>第4条 医学部附属病院長の推薦に関する内規は、予め学長の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この基準は、昭和28年9月18日から施行する。</p> <p>千葉大学附属図書館長選考基準</p> <p>第1条 附属図書館長採用の選考は、この基準により学長がこれを行う。</p> <p>第2条 附属図書館長は、原則として学内の</p>

現 行	旧
<p>適任者のうちから選考する。</p> <p>第3条 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年をこえて在任することができない。</p> <p>附 則 この基準は、昭和28年2月1日から施行する。</p> <p>「註」 学長が第1条の選考を行うときは、評議会の意向を徴するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>2 この基準の改正の際現に在職している附属図書館長の任期は、改正後の基準第3条の規定にかかわらず、なお従前どおり3年とし、改正時における任期のはじめから起算して、引き続き4年をこえて在任できないものとする。</p> <p>附 則 この基準の改正は、昭和48年10月1日から施行する。</p>	<p>適任者のうちから選考する。</p> <p>第3条 附属図書館長の任期は3年とする。但し、再任することができる。</p> <p>附 則 この基準は、昭和28年2月1日から施行する。</p> <p>「註」 学長が第1条の選考を行うときは、協議会の意向を徴するものとする。</p>
<p>(10) 千葉大学学生部長選考基準</p> <p>第1条 千葉大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考は、この基準の定めるところによる。</p> <p>第2条 学生部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>一 学生部長の任期が満了するとき。</p> <p>二 学生部長が辞任を申し出たとき。</p> <p>三 学生部長が欠員になったとき。</p> <p>2 学生部長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1か月前に、第2号又は第3号に該当する場合は、そのつどすみやかに行う。</p> <p>第3条 各学部及び教養部の教授会は、本学の専任教授又は助教授のうちから学生部長候補者2名以内を学長に推薦するものとする。</p> <p>第4条 学長は、前条の候補者のうちから学生部長を選考する。</p> <p>第5条 学生部長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、引き続き4年をこえて</p>	<p>千葉大学学生部長選考基準</p> <p>第1条 千葉大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考は、この基準の定めるところによる。</p> <p>第2条 学生部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>一 学生部長の任期が満了するとき</p> <p>二 学生部長が辞任を申し出たとき</p> <p>三 学生部長が欠員になったとき</p> <p>2 学生部長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1か月前に、第2号または第3号に該当する場合は、そのつどすみやかに行う。</p> <p>第3条 各学部の教授会は、本学の専任教授のうちから学生部長候補者2名以内を学長に推薦するものとする。</p> <p>第4条 学長は、前条の候補者のうちから学生部長を選考する。</p> <p>第5条 学生部長の任期は2年とし再任を妨げない。</p> <p>附 則</p>

現 行	旧
<p>在任することができない。</p> <p>附 則 この基準は、昭和39年3月12日から施行する。</p> <p>附 則 この基準の改正は、昭和44年6月23日から施行する。</p> <p>附 則 1 この基準の改正は、昭和47年7月13日から施行する。</p> <p>2 この基準の改正の際現に在職する学生部長は、改正時における任期のはじめから起算して、引き続き4年をこえて在任することができないものとする。</p> <p>(1) 千葉大学教員選考基準</p> <p>第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第2条の規定に基づき、千葉大学の教授、助教授、講師及び助手の選考は、この基準により行なう。</p> <p>第2条 教授の選考は、次の各号の一に該当する者について行なう。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下本条、次条及び第5条において同じ。)において教授の経歴のある者</p> <p>四 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者</p> <p>五 高等学校及び専門学校(旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校及び旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校をいう。以下次条第5号において同じ。)並びにこれらと同等以上と認められる学校において5年以上教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者</p> <p>六 芸能体育等については、特殊の技能にひいて、教育の経歴のある者</p>	<p>この基準は、昭和39年3月12日から施行する。</p> <p>千葉大学教員選考基準</p> <p>第1条 教育公務員特例法第4条に基き本学教授、助教授並びに講師の採用及び昇任の選考は、この基準により行う。</p> <p>第2条 教授の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。</p> <p>一 博士(日本における博士の学位と同等と認められる外国の学位を含む。)の学位を有し、教育上の経験又は識見をもっている者</p> <p>二 公刊された著書論文報告等により博士の学位を有する者に匹敵する研究上の業績があり、教育上の経験又は識見をもっている者</p> <p>三 高等専門学校以上の学校において3年以上教員の経験があり、教授上學問上の業績がある者</p> <p>〔註〕 芸能、体育の諸学科については展覧会、体育会、品評会等において技術優秀の証明を得た者等は本号に準じて考慮する。</p> <p>四 学術技能に秀いで、教育に経験がある者</p> <p>〔註〕 本号は音楽、美術、体育、家政等前3号の基準によつて、判定することが困難な場合を規定したものである。</p> <p>第3条 助教授の選考は、教授の選考に準ずるものとし、概ね次の各号の一に該当する</p>

規 程

現 行	旧
<p>第3条 助教授の選考は、次の各号の一に該当する者について行なう。</p>	<p>者について行なう。</p>
<p>一 前条に規定する教授となることのできる者</p>	<p>一 博士の学位を有する者</p>
<p>二 大学において助教授又は専任の講師の経歴のある者</p>	<p>二 研究業績がある者</p>
<p>三 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者</p>	<p>三 旧制大学の助教授又は専任講師の経歴がある者</p> <p>四 旧制大学の助手又はこれに準ずる職員として2年以上在職し、研究上、教授上の能力があると認められる者</p>
<p>四 修士の学位を有する者又は旧大学令による大学の大学院に3年以上在学した者で、教育研究上の能力があると認められる者</p>	<p>五 旧制大学の大学院学生として2年以上在学し、かつ研究上、教授上の能力があると認められる者</p>
<p>五 高等学校及び専門学校並びにこれらと同等以上と認められる学校において、3年以上教授の経歴があり、又は5年以上助教授若しくは専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績若しくは能力があると認められる者</p>	<p>六 高等専門学校の教授又は専任講師として在職し、研究上、教授上の業績がある者又は能力があると認められる者</p>
<p>六 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者</p>	<p>七 大学卒業者（高等学校高等科教員免許状所有者を含む。）にあつては2年以上、高等専門学校卒業者にあつては5年以上、高等専門学校の助教授として在職し、研究上若しくは、教授上の業績がある者又は能力があると認められる者</p>
<p>第4条 講師の選考は、次の各号の一に該当する者について行なう。</p>	<p>八 担当学科に関連する権威ある研究所、試験所、調査所、事業場等において2年以上（高等専門学校卒業者にあつては5年以上）在職し、教育上、研究上の業績がある者</p>
<p>一 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者</p>	<p>九 芸能、体育の諸学科については、展覧会、体育会、品評会等において、技術優秀の証明を得た者で、特に教授上若しくは、教育上の業績がある者又は能力があると認められる者</p>
<p>二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者</p>	<p>第4条 講師の選考は、次の各号の一に該当する者について行なう。</p>
<p>第5条 助手の選考は、次の各号の一に該当する者について行なう。</p>	<p>一 教授、助教授の選考に準ずる。但し場合によつては所要の年限又は経歴を除いて考慮することができる。</p>
<p>一 大学の学部を卒業した者</p>	<p>二 その他、教授能力があると認められる者</p>
<p>二 前号の者に準ずる能力があると認められる者</p>	<p>第5条 助手の選考は、教育公務員特例法施行令第2条に基き、次の各号の一に該当する者について行なう。</p>
<p>第6条 教授会は、あらかじめ学長の承認を得て、この基準に関する内規を定めることができる。</p>	<p>一 高等専門学校以上の学校を卒業した者</p>
<p>附 則</p>	<p>二 その学科目に関する知識技能を有する</p>
<p>この基準は、昭和29年6月23日から施行する。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>この基準の改正は、昭和48年1月11日から施行する。</p>	

現 行	旧
<p>(12) 千葉大学大学院委員会規程</p> <p>第1条 千葉大学大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会(以下「委員会」という。)を設ける。</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる職員をもつて組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 各研究科長</p> <p>三 各研究科の教授2名</p> <p>2 前項第3号の委員は各研究科委員会において選出し、その任期は2年とする。</p> <p>第3条 委員会は次の事項を審議する。</p> <p>一 大学院の組織運営に関する事項</p> <p>二 学位授与の認証に関する事項</p> <p>三 学長の諮問した事項</p> <p>四 その他大学院に関する重要事項</p> <p>第4条 学長は会議を招集して、その議長となる。</p> <p>第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席をもつて成立し、出席委員の過半数の同意をもつて議決する。</p> <p>第6条 学長は、必要あるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>第7条 委員会の庶務は、事務局が処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程の改正は、昭和50年1月1日から施行する。</p> <p>2 改正前の第2条第1項第3号の委員は、</p>	<p>者</p> <p>第6条 教授会は、予め学長の承認を得て、この基準に関する内規を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、昭和29年6月23日から施行する。</p> <p>千葉大学大学院委員会規程</p> <p>第1条 千葉大学大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会(以下「委員会」という。)を設ける。</p> <p>第2条 委員会は次に掲げる職員をもつて組織する。</p> <p>一 学 長</p> <p>二 医学部長</p> <p>三 医学研究科の各専門課程の教授1名</p> <p>前項第3号の委員は、各専門課程ごとに研究科委員の互選によつて定め、その任期は2年とする。</p> <p>第3条 委員会は次の事項を審議する。</p> <p>一 大学院の組織運営に関する事項</p> <p>二 学位授与の認証に関する事項</p> <p>三 学長の諮問した事項</p> <p>四 その他大学院に関する重要事項</p> <p>第4条 学長は会議を招集して、その議長となる。</p> <p>第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席をもつて成立し、出席委員の過半数の同意をもつて議決する。</p> <p>第6条 学長は必要あるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。</p> <p>第7条 委員会の庶務は、事務局が処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。</p>

現	旧
<p>この規程改正の施行と同時にその任期を満了するものとする。</p> <p>(3) 千葉大学学位規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第12条の規定に基づき、千葉大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学位の種類)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、博士及び修士とする。</p> <p>2 博士及び修士の種類は、次のとおりとする。</p> <p>医学博士 薬学博士 理学修士 薬学修士 保健学修士 工学修士 農学修士</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 博士の学位は、本学大学院医学研究科規程及び薬学研究科規程の定めるところにより大学院博士課程を修了した者に授与する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。</p> <p>第3条の2 修士の学位は本学大学院理学研究科規程、看護学研究科規程、工学研究科規程及び園芸学研究科規程の定めるところにより大学院修士課程を修了した者並びに本学大学院薬学研究科規程の定めるところにより大学院薬学研究科前期課程を修了した者に授与する。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第4条 第3条第2項に規定する者が学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論</p>	<p>千葉大学学位規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第11条の規定に基づき、千葉大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査および試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学位の種類)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、医学博士とする。</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 博士の学位は、本学大学院医学研究科規程の定めるところにより大学院博士課程を修了した者に授与する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出してその審査および試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する者が学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書および審査手数料7,500円を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。</p> <p>2 提出した学位論文および既納の審査手数料は返付しない。</p> <p>(学位論文)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により提出する学位論文は、1篇5通とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。</p> <p>2 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型または標本等の提出を求めることができる。</p> <p>(学位論文の受理および審査の付託)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の議を経て学長がこれを決定する。</p>

現 行	旧
<p>文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び審査手数料2万円を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。</p> <p>2 提出した学位論文及び既納の審査手数料は返付しない。 (学位論文)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により提出する学位論文は、1篇5通とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。</p> <p>2 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の提出を求めることができる。 (学位論文の受理及び審査の付託)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により提出された学位論文の受理については、研究科委員会の議を経て学長がこれを決定する。</p> <p>2 前項により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託するものとする。 (審査委員)</p> <p>第7条 前条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、論文内容に関連する科目の教授のうちから3名以上の審査委員を選出し、当該論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、研究科の他の教官を審査委員に選ぶことができる。 (論文の審査、試験及び試問)</p> <p>第8条 第6条第1項の規定により受理した学位論文については、審査及び試験並びに試問を行う。</p> <p>2 試験は、論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆答により行う。</p> <p>3 試問は、口頭又は筆答により専攻学術及び外国語について、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合外国語について2種類を課する。</p> <p>4 第3条第2項により学位論文を提出した者が、本学大学院に4年以上又は薬学研究科に5年(大学院修士課程を修</p>	<p>2 前項により学位論文を受理したときは、学長は、研究科委員会にその審査を付託するものとする。 (審査委員)</p> <p>第7条 前条第2項の規定により学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、論文内容に関連する科目の教授のうちから3名以上の審査委員を選出し、当該論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、研究科の他の教官を審査委員に選ぶことができる。 (論文の審査、試験および試問)</p> <p>第8条 第6条第1項の規定により受理した学位論文については、審査および試験ならびに試問を行う。</p> <p>2 試験は、論文を中心として、これに関連ある事項について口頭または筆答により行う。</p> <p>3 試問は、口頭または筆答により専攻学術および外国語について、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合外国語については2種類を課する。</p> <p>4 第3条第2項により学位論文を提出した者が、本学大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、前項の試問を免除することができる。</p> <p>5 学位論文の審査、試験および試問は当該論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。 (審査委員の報告)</p> <p>第9条 前条の規定により学位論文の審査、試験および試問を終了したときは、審査委員は、論文審査の要旨に試験および試問の成績を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。 (研究科委員会の審議)</p> <p>第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査、試験および試問の可否について議決する。</p> <p>2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。</p>

現 行	旧
<p>了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、前項の試問を免除することができる。</p> <p>5 学位論文の審査、試験及び試問は当該論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。 (審査委員の報告)</p> <p>第9条 前条の規定により学位論文の審査、試験及び試問を終了したときは、審査委員は、論文審査の要旨に試験及び試問の成績を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。 (研究科委員会)</p> <p>第10条 研究科委員会は、前条の報告に基いて審議し、学位論文の審査、試験及び試問の可否について議決する。</p> <p>2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。 (研究科長の報告)</p> <p>第11条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果をすみやかに、文書で、学長に報告しなければならない。 (学位の授与)</p> <p>第12条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て学位の授与について決定する。</p> <p>2 学長は学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、授与できない者には、その旨を通知する。 (学位論文の要旨の公表)</p> <p>第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。 (学位論文の公表)</p> <p>第14条 博士の学位の授与を受けた者は、学位の授与を受けた日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、既に印刷公表したものは、この限りでない。</p>	<p>(研究科長の報告)</p> <p>第11条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果をすみやかに、文書で、学長に報告しなければならない。 (学位の授与)</p> <p>第12条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て学位の授与について決定する。</p> <p>2 学長は学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、授与できない者には、その旨を通知する。 (学位論文の要旨の公表)</p> <p>第13条 本学は、学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を公表するものとする。 (学位論文の公表)</p> <p>第14条 学位の授与を受けた者は、学位の授与を受けた日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、既に印刷公表したものは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、「千葉大学審査学位論文」と明記しなければならない。 (学位名称の使用)</p> <p>第15条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、「医学博士(千葉大学)」と付記するものとする。</p> <p>2 学位記の様式は別表第1および別表第2のとおりとする。 (学位授与の取消)</p> <p>第16条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。</p> <p>2 研究科委員会において、前項の議決をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。 (学位記の再交付)</p>

現 行	旧														
<p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位の授与を受けた者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。</p> <p>3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「千葉大学審査学位論文」又は「千葉大学審査学位論文(要約)」と明記しなければならない。</p> <p>(学位名称の使用)</p> <p>第15条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは学位の次に(千葉大学)を附記するものとする。</p> <p>2 学位記の様式は、別表第1、第2及び第3のとおりとする。</p> <p>(学位授与の取消)</p> <p>第16条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があつたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。</p> <p>2 研究科委員会において、前項の議決をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。</p> <p>(学位記の再交付)</p> <p>第17条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。</p> <p>(学位授与の報告)</p> <p>第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第11条の定めるところにより、文部大臣に報告するとともに、学位簿に登録する。</p> <p>(細則)</p> <p>第19条 この規程で定めるもののほか、必要な細則は、研究科長が学長の承認を得て定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和34年3月20日から施行する。</p> <p>2 千葉医科大学学位規程は廃止する。ただ</p>	<p>第17条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し学長に願い出なければならない。</p> <p>(学位授与の報告)</p> <p>第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第10条の定めるところにより、文部大臣に報告するとともに、学位簿に登録する。</p> <p>(細則)</p> <p>第19条 この規程で定めるもののほか、必要な細則は、研究科長が学長の承認を経て定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和34年3月20日から施行する。</p> <p>2 千葉医科大学学位規程は廃止する。ただし、旧学位令による学位の授与については、この規程の施行にかかわらず、昭和35年3月31日までなお従前の例による。</p> <p>別表第1 第3条第1項の規定により授与する学位記の様式</p> <div data-bbox="700 1035 1085 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">甲 第 号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千 葉 大 学 印</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年 月 日 生</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">本 籍 (都道府県名)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">学 位 記</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; font-size: small;"> 本学大学院医学研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので医学博士の学位を授与する。 </td> </tr> </table> </div>	甲 第 号	年 月 日	千 葉 大 学 印	氏 名	年 月 日 生	本 籍 (都道府県名)	学 位 記	本学大学院医学研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので医学博士の学位を授与する。						
甲 第 号	年 月 日	千 葉 大 学 印	氏 名	年 月 日 生	本 籍 (都道府県名)	学 位 記									
本学大学院医学研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので医学博士の学位を授与する。															

規 程

現 行	旧
-----	---

し、旧学位令による学位の授与については、この規程の施行にかかわらず、昭和35年3月31日まで、なお従前の例による。

附 則
この規程の改正は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則
この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項の規定により授与する学位記の様式)

千大院 ○博甲第 号	千葉大学 印	年 月 日	氏名	年 月 日	学 位 記
本学大学院○研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので○博士の学位を授与する。					

備考 ○印には、本文においては、研究科又は学位の名称を、番号においては、研

別表第2 第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

乙第 号	年 月 日	氏名	年 月 日	学 位 記
千葉大学 印	本学大学院○研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および試験に合格したので博士の学位を授与する。			

現	行	旧
---	---	---

究科の名称の頭文字を記入する。(別表第2及び第3においても同様とする。)

別表第2 (第3条第2項の規定により授与する学位記の様式)

千大院○博乙第 号	千葉大学 印	年 月 日	氏名	本籍 (都道府県名)	学位記
本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので○○博士の学位を授与する。					

別表第3 (第3条の2の規定により授与する学位記の様式)

千大院○修第 号	千葉大学 印	年 月 日	氏名	本籍 (都道府県名)	学位記
本学大学院○○研究科の△△課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので○○修士の学位を授与する。					

備考 △印には、薬学修士の場合は、「前期」と、その他の修士の場合は、「修士」と記入する。

(14) 千葉大学学則

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的
 - 第2節 構成
- 第2章 学部通則
 - 第1節 修業年限、在学期間、学年、学

千葉大学学則 (現学則制定当時)

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的
 - 第2節 構成
- 第2章 学部通則
 - 第1節 修業年限、在学期間、学年、学

規 程

現 行	旧																																			
<p>期及び休業日</p> <p>第2節 入学、退学、転学、留学、休学及び除籍</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法</p> <p>第4節 考査及び単位認定</p> <p>第5節 卒業及び修了</p> <p>第6節 医学進学課程</p> <p>第7節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料</p> <p>第8節 専攻科及び別科</p> <p>第9節 特別聴講学生、聴講生、専攻生、委託研究生、研究生、受託研修生及び外国人学生</p> <p>第10節 通信教育及び公開講座</p> <p>第11節 学寮及び留学生寮</p> <p>第12節 賞罰</p> <p>附則</p> <p>千葉大学学則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>第1条 本学は教育基本法の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図ると共に、深く専門の学芸を教授研究し、大学院においては、学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、以て文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。</p> <p>第2節 構成</p> <p>第2条 本学の学部、学科、課程及び学生定員は次のとおりとする。</p>	<p>期及び休業日</p> <p>第2節 入学、退学、転学及び休学</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法</p> <p>第4節 考査及び単位認定</p> <p>第5節 修了及び卒業</p> <p>第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料</p> <p>第7節 別科生、聴講生、研究生、委託生及び外国人学生</p> <p>第8節 通信教育及び公開講座</p> <p>第9節 学寮</p> <p>第10節 賞罰</p> <p>附則</p> <p>千葉大学学則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>第1条 本学は教育基本法の精神に則り、広く知識を授け人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、人類文化の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。</p> <p>第2節 構成</p> <p>第2条 本学の学部、学科及び学生定員は次の通りとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">文 理 学 部</td> <td style="text-align: right;">840</td> </tr> <tr> <td>教 育 学 部 4 年 課 程</td> <td style="text-align: right;">1,040</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2 年 課 程</td> <td style="text-align: right;">620</td> </tr> <tr> <td>医 学 部</td> <td style="text-align: right;">320</td> </tr> <tr> <td>薬 学 部</td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>工 学 部 工業意匠学科</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 築 学 科</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機 械 工 学 科</td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電 気 工 学 科</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工 業 化 学 科</td> <td style="text-align: right;">240</td> </tr> <tr> <td>園 芸 学 部 園 芸 学 科</td> <td style="text-align: right;">280</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">農 芸 化 学 科</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">造 園 学 科</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </table> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日</p> <p>第3条 本学の修業年限は4年とする。但し、教育学部の2年課程にあつては、修了</p>	文 理 学 部	840	教 育 学 部 4 年 課 程	1,040	2 年 課 程	620	医 学 部	320	薬 学 部	160	工 学 部 工業意匠学科	80	建 築 学 科	120	機 械 工 学 科	160	電 気 工 学 科	120	工 業 化 学 科	240	園 芸 学 部 園 芸 学 科	280	農 芸 化 学 科	100	造 園 学 科	100									
文 理 学 部	840																																			
教 育 学 部 4 年 課 程	1,040																																			
2 年 課 程	620																																			
医 学 部	320																																			
薬 学 部	160																																			
工 学 部 工業意匠学科	80																																			
建 築 学 科	120																																			
機 械 工 学 科	160																																			
電 気 工 学 科	120																																			
工 業 化 学 科	240																																			
園 芸 学 部 園 芸 学 科	280																																			
農 芸 化 学 科	100																																			
造 園 学 科	100																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">学部</th> <th style="width: 60%;">学科・課程</th> <th style="width: 10%;">入学定員</th> <th style="width: 10%;">3年編入学定員</th> <th style="width: 10%;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人文学部</td> <td>人 文 学 科</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td></td> <td style="text-align: center;">280</td> </tr> <tr> <td>法 経 学 科</td> <td style="text-align: center;">230</td> <td></td> <td style="text-align: center;">820</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教育学部</td> <td>小学校教員養成課程</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,480</td> </tr> <tr> <td>中学校教員養成課程</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td></td> <td style="text-align: center;">480</td> </tr> <tr> <td>養護学校教員養成課程</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td></td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教員養成課程</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td></td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>特別教科(看護)教員養成課程</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td></td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科・課程	入学定員	3年編入学定員	総定員	人文学部	人 文 学 科	80		280	法 経 学 科	230		820	教育学部	小学校教員養成課程	370		1,480	中学校教員養成課程	120		480	養護学校教員養成課程	20		80	幼稚園教員養成課程	30		120	特別教科(看護)教員養成課程	20		80	
学部	学科・課程	入学定員	3年編入学定員	総定員																																
人文学部	人 文 学 科	80		280																																
	法 経 学 科	230		820																																
教育学部	小学校教員養成課程	370		1,480																																
	中学校教員養成課程	120		480																																
	養護学校教員養成課程	20		80																																
	幼稚園教員養成課程	30		120																																
	特別教科(看護)教員養成課程	20		80																																

現 行				旧			
	養護教諭養成課程	40		160			
理学部	数 学 科	35		140			
	物 理 学 科	35		140			
	化 学 科	35		140			
	生 物 学 科	20		80			
	地 学 科	35		140			
医学部	医学進学課程	120		240			
	専 門 課 程			480			
薬学部	総合薬品科学科	80		80			
	薬 学 科	—		120			
	製薬化学科	—		120			
看護学部	看 護 学 科	60	10	250			
工学部	工業意匠学Aコース	50		180			
	科 B //	30	4	128			
	建築学A //	40		200			
	科 B //	20	6	112			
	建築工学科A //	40		80			
	科 B //	10		20			
	機械工学科A //	40		160			
	科 B //	20	10	90			
	機械工学第A //	45		170			
	二学科 B //	10	10	70			
	電気工学科A //	40		160			
	科 B //	20	10	90			
	電子工学科A //	45		170			
	科 B //	10	10	70			
	工業化学科A //	40		160			
	科 B //	20	10	90			
	合成化学科A //	45		170			
	科 B //	10	10	70			
画像工学科A //	85		330				
科 B //	50	10	220				
園芸学部	園 芸 学 科	50		180			
	農 芸 化 学 科	25		100			
	造 園 学 科	45		150			
	園芸経済学科	40		80			
	環境緑地学科	40		160			

年限を2年とする。

第4条 在学期間は、修業又は修了年限の2倍の年数を超えることができない。

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学年を次の2期に分ける。
前期 4月1日より10月15日まで
後期 10月16日より翌年3月31日まで

第7条 前条の規定は、学部の事情により学長の承認を得て変更することができる。

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日
- 二 日 曜 日
- 三 本学創立記念日 11月5日
- 四 春 季 休 業 4月1日より4月10日まで。
- 五 夏 季 休 業 7月11日より9月10日まで。
- 六 冬 季 休 業 12月25日より翌年1月7日まで。
- 七 臨 時 休 業 学長がその都度定める。

第9条 前条休業日のうち、春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学長の承認を得て変更することができる。

第2節 入学、退学、転学及び休学

第10条 入学の時期は、毎学年の始めから30日以内とする。

第11条 入学資格者は、学校教育法第56条及び学校教育法施行規則第69条の定めるところにより、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部大臣の指定した者

第12条 医学部入学資格者は、修業年限4年

規 程

現 行				旧																																				
	農業生産管理学科	—		80																																				
	計	2,200	90	8,920																																				
<p>本学に、一般教養に関する教育を一括して行うため教養部を置く。</p> <p>第2条の2 本学に大学院を置く。 大学院に関する規程は、別に定める。</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日</p> <p>第3条 本学の修業年限及び修了年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>課 程</th> <th>修了年限</th> <th>修業年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人文学部</td> <td></td> <td></td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>教育学部</td> <td></td> <td></td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>理学部</td> <td></td> <td></td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>医学部</td> <td>医学進学課程</td> <td>2年</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>薬学部</td> <td>専門課程</td> <td>4年</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td></td> <td></td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td></td> <td></td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>園芸学部</td> <td></td> <td></td> <td>4年</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 在学期間は、修業又は修了年限の2倍の年数を超えることができない。</p> <p>第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第6条 学年を次の2期に分ける。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>第7条 前条の規定は、学部又は教養部の事情により学長の承認を得て変更することができる。</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日 二 日曜日 三 本学創立記念日 11月5日 四 春季休業 4月1日から4月7日まで 五 夏季休業 7月11日から8月31日まで 六 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで</p>					学 部	課 程	修了年限	修業年限	人文学部			4年	教育学部			4年	理学部			4年	医学部	医学進学課程	2年	6年	薬学部	専門課程	4年	4年	看護学部			4年	工学部			4年	園芸学部			4年
学 部	課 程	修了年限	修業年限																																					
人文学部			4年																																					
教育学部			4年																																					
理学部			4年																																					
医学部	医学進学課程	2年	6年																																					
薬学部	専門課程	4年	4年																																					
看護学部			4年																																					
工学部			4年																																					
園芸学部			4年																																					
<p>の大学において2年以上在学し、所定の科目につき所定の単位を履修したものと並びに文部大臣の指定した者でなければならない。</p> <p>第13条 入学志願者については、選考の上入学を許可する。</p> <p>第14条 次の各号の一に該当する者であつて本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。 一 本学又は他の大学を卒業、修了又は退学した後、入学を志願する者 二 旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科等の課程を卒業又は修了した者</p> <p>第15条 本学の学生であつて他の学部又は学科に転学を志願する者、又は他の大学の学生であつて本学に転入学を志願する者については、欠員ある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。但し、学部において別段の定めがある場合は、この限りではない。</p> <p>第16条 前2条の規定による入学年次の認定については、別に定めるところによる。</p> <p>第17条 入学を許可された者は、別に定めるところにより入学の手續及び宣誓を行わなければならない。 故なくして宣誓を行わない者に対しては、学長は、その入学許可の取消を行う。</p> <p>第18条 学生が退学又は他の大学に転学しようとするときは、事由を具して学長に申し、その許可を受けなければならない。</p> <p>第19条 疾病その他の事由によって2ヶ月以上学習することができない場合は、事由を具して学長に願ひいで、その許可を得て当該学期又は学年の終りまで休学することができる。 疾病の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>第20条 疾病その他の事由によつて学習することが不相当と認められる場合には、学長は、休学を命ずることがある。</p> <p>第21条 休学期間中であつても、その事由が消滅した場合には学長の許可を得て復学す</p>																																								

現 行	旧
<p>七 臨時休業 学長がその都度定める。</p> <p>第9条 前条の休業日のうち、春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部又はは教養部の事情により学長の承認を得て変更することができる。</p> <p>第2節 入学、退学、転学、留学、休学及び除籍</p> <p>第10条 入学の時期は、毎学年の始めから30日以内とする。</p> <p>第11条 入学資格者は、学校教育法第56条及び学校教育法施行規則第69条の定めるところにより次の各号の一に該当するものでなければならない。</p> <p>一 高等学校を卒業した者</p> <p>二 通常の課程により12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者</p> <p>三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者</p> <p>四 文部大臣の指定した者</p> <p>五 大学入学資格検定規程により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者</p> <p>六 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者</p> <p>第12条 入学志願者については、選考の上入学を許可する。</p> <p>第12条の2 次の各号の一に該当する者であつて、看護学部又は工学部Bコースの3年次に編入学を志願するものがあるときは、選考の上入学を許可する。</p> <p>一 高等専門学校又は短期大学を卒業した者</p> <p>二 大学を卒業した者</p> <p>三 修業年限4年以上の大学の学部で2年以上在学し、所定の単位を修得した者</p> <p>第13条 次の各号の一に該当する者であつて、本学に再入学又は編入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>一 本学を卒業、修了又は退学した者（再</p>	<p>ることができる。</p> <p>第22条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。</p> <p>休学期間は、これを在学年数に算入しない。</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法</p> <p>第23条 学科目を分けて一般教育科目、専門科目、外国語及び体育とする。</p> <p>第24条 一般教育科目、外国語及び体育は、原則として第2年次末までに履修し、専門科目は、第2年次以降において履修する。但し、教育学部2年課程にあつては、第1年次より前項の各学科目を併せて履修する。</p> <p>第25条 一般教育科目、外国語及び体育は、文理学部において、専門科目は各学部において、それぞれ履修する。但し、教育学部の専門科目の一部は文理学部において履修する。</p> <p>教育学部の2年課程においては、前項の規定によらないことができる。</p> <p>第26条 本学において設ける一般教育の科目は次のとおりとする。</p> <p>人文科学系列 哲学、倫理学、心理学、文学、歴史、人文地理、音楽、美術</p> <p>社会科学系列 法学、経済学、社会学、統計学</p> <p>自然科学系列 数学、物理学、化学、生物学、地学</p> <p>第27条 学生は、前条の一般教育科目につき各系列より3科目12単位以上を履修し、合計9科目36単位以上を修得しなければならない。</p> <p>教育学部2年課程においては、別に定めるところによる。</p> <p>第28条 専門科目の履修方法については、各学部の定めるところによる。</p> <p>第29条 学生は他の学部の学科目を履修又は聴講することができる。但し、所属学部長を経て、当該学部長の許可を得なければならない。</p>

規 程

現 行	旧
<p>入学)</p> <p>二 他の大学、短期大学、国立養護教諭養成所若しくは高等専門学校又は旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科等を卒業又は修了した者（編入学）</p> <p>第14条 本学の学生であつて他の学部又は学科に転部又は転科を志願する者又は他の大学の学生であつて本学に転学を志願する者については、欠員ある場合に限り、選考の上相当年次に転部、転科又は入学（転学）を許可することがある。</p> <p>第15条 前3条の規定による選考方法その他必要事項は、学長の承認を得て各学部長が定める。</p> <p>第16条 医学部専門課程の進学については第39条に定めるものの外、次の各号の一に該当する者であつて進学を志願するものがあるときは、欠員ある場合に限り、選考の上これを許可することがある。</p> <p>一 医学進学課程を修了した者</p> <p>二 外国において進学の課程に相当する課程を含む学校教育における14年の課程を修了した者</p> <p>三 修業年限4年以上の大学において、2年以上在学し、大学設置基準第33条第1項に規定する単位を修得した者</p> <p>四 前号の外文部大臣の指定した者（昭和29年文部省告示第68号）</p> <p>第17条 入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに入学料を納め、宣誓書、保証書その他の書類を提出しなければならない。ただし、入学料については、第44条の2の規定により、免除の申請をすることができる。</p> <p>学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>第18条 学生が退学又は他の大学に転学しようとするときは、事由を具して学長に申し出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>第18条の2 学生は、別に定めるところにより学長に願い出て、その許可を得て外国の大学に留学することができる。</p>	<p>第4節 考查及び単位認定</p> <p>第30条 学生が学科目を履修した場合には考查を行い、合格した者に対して単位を与える。</p> <p>考查は、試験、論文、報告書その他によつて行う。</p> <p>第31条 考查及び単位認定は授業担当学部においてこれを行う。</p> <p>第32条 前2条の単位に関する規定は、医学部にはこれを適用しない。</p> <p>第5節 修了及び卒業</p> <p>第33条 第3条に規定する期間以上在学して所定の科目を履修し、所定の単位を修得した者には、卒業証書又は修了証書を授与する。</p> <p>医学部においては、所定の科目を履修し、正規の試験に合格した者に対し卒業証書を授与する。</p> <p>第34条 卒業及び修了の認定については、各学部の教授会の議を経て学長が行う。</p> <p>第35条 卒業者は、学士の称号を用いることができる。</p> <p>学士号の種類は、法令の定めるところによる。</p> <p>第6節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料</p> <p>第36条 入学（転入学を除く）を志願する者は、検定料金400円を納めなければならない。</p> <p>第37条 入学を許可された者は、入学料金400円を所定の期日までに納めなければならない。</p> <p>入学料を納めない者は、入学許可を取消す。</p> <p>第38条 授業料は、年額金6,000円とし次の2期に納めなければならない。</p> <p>前期 金3,000円 納期 授業開始後15日以内</p> <p>後期 金3,000円 納期 授業開始後15日以内</p> <p>第39条 授業料を2期に納めることが困難な</p>

現 行	旧
<p>前項の許可を得て留学した期間は、第3条に規定する期間に算入する。</p> <p>第19条 疾病その他の事由によつて2か月以上学習することができない場合は、事由を具して学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。</p> <p>疾病の場合には、原則として学校医の診断書を添付しなければならない。</p> <p>第20条 疾病その他の事由によつて学習することが不適當と認められる場合には、学長は、休学を命ずることがある。</p> <p>第21条 休学期間満了の場合又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には学長の許可を得て復学することができる。ただし、疾病による事由の場合には学校医の診断書を添えなければならない。</p> <p>第22条 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。</p> <p>休学期間はこれを在学年数に算入しない。</p> <p>第22条の2 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者は、教授会の議を経て学長がこれを除籍する。</p> <p>第22条の3 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。</p> <p>一 第44条の3に該当する者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの</p> <p>二 授業料の納期を超過し、督促を受けても、納付しない者</p> <p>三 第4条に規定する期間を超えた者</p> <p>四 第22条に規定する期間を超えた者</p> <p>五 休学期間を満了しても、何等の手續をしない者</p> <p>六 死亡の届出のあつた者</p> <p>第3節 教育課程及び履修方法</p> <p>第23条 授業科目を分けて一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目とし、このほか学部又は学科の種類によつては、その専攻分野に関連のある基礎教育科目を置くことができる。</p> <p>第24条 削除</p> <p>第25条 一般教育科目、外国語科目、保健体</p>	<p>事情にある者に対しては、願出により延納又は月割分納を許可することができる。</p> <p>前項の延納を許可する期間は、各期の末日までとする。</p> <p>第1項の分納月割額は金500円とし、毎月5日までに納めなければならない。</p> <p>第40条 特別の事由で授業料を納めることができなくなつた者に対しては、願出によりその事情を審査し授業料を減免することができる。但し、減免の事情がなくなつた場合には、その月から月割を以てその期の授業料を徴収する。</p> <p>第41条 退学又は転学した者、若しくは、退学を命ぜられた者又は停学中の者については、その期の授業料を徴収する。</p> <p>第42条 1学期を通じて休学を許可された者については、その期の授業料を徴収しない。但し、休学者が中途復学したときは、その月から月割を以つてその期の授業料を徴収する。</p> <p>第43条 寄宿料は、月額金100円とし、毎月5日までに納めなければならない。</p> <p>第44条 既納の料金は、返付しない。</p> <p>第45条 授業料その他の料金を納めない者で、その情状しやく量の余地がない者は除籍する。</p> <p>第7節 別科生、聴講生、研究生、委託生及び外国人学生</p> <p>第46条 本学に簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的として、別科を置くことがある。</p> <p>別科に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第47条 本学所定の学科目の中、1科目又は数科目を選んで聴講を志望する者があるときは、当該学科の授業に妨げない限り、選考の上聴講生として入学を許可することができる。</p> <p>聴講生に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第48条 本学において特殊事項の研究を志望する者があるときは、選考の上研究生とし</p>

現 行	旧
<p>育科目及び基礎教育科目は教養部において、専門教育科目は各学部において、それぞれ履修する。ただし、教育学部の専門教育科目の一部は人文学部及び理学部において履修する。</p> <p>第26条 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び基礎教育科目の授業科目、単位数及び履修方法については、教養部の定めるところによる。</p> <p>第27条 削除</p> <p>第28条 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法については各学部の定めるところによる。</p> <p>第29条 学生は、他の学部又は教養部の授業科目を履修又は聴講することができる。ただし、所属学部長又は教養部長を経て当該学部長又は教養部長の許可を得なければならない。</p> <p>第29条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修することを認めることがある。</p> <p>前項の規定により学生が修得した単位は、30単位を限度として課程修了又は卒業に必要な単位として取り扱う。</p> <p>前2項の規定は、第18条の2の規定により学生が留学する場合に準用する。</p> <p>第4節 考查及び単位認定</p> <p>第30条 学生が授業科目を履修した場合には考查を行い、合格者に対して単位を与える。</p> <p>考查は、試験、論文、報告書、その他によつて行う。</p> <p>考查の成績は、優、良、可及び不可の評語をもつて表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>第30条の2 各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。</p> <p>一 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間</p>	<p>て入学を許可することができる。</p> <p>研究生に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第49条 公共機関から1年以上を在学期間として本学に学生を委託するむねの申請がある場合には、別に定めるところにより入学を許可することができる。</p> <p>第50条 外国人で本学に入学を志望する者に対しては、別に定めるところにより選考の上入学を許可することができる。</p> <p>第51条 別科生、聴講生、研究生、委託生、外国人学生については、別段の定あるものを除く外学部学生に関する規定を準用する。</p> <p>第8節 通信教育及び公開講座</p> <p>第52条 本学は、法令の定めるところにより通信教育を行うことがある。</p> <p>通信教育に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第53条 本学は一般人の教養を高め、地方文化の向上に資するため公開講座を設けることがある。</p> <p>公開講座に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第9節 学寮</p> <p>第54条 本学に学寮を設け希望者を選考の上入寮させる。</p> <p>学寮に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第10節 賞罰</p> <p>第55条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は教授会及び評議会の議を経てこれを表彰することができる。</p> <p>第56条 本学の定める規程に背き、学生としての本分に反する行為があつたときは、学長は、教授会及び評議会の議を経てこれを懲戒する。</p> <p>懲戒は戒告、停学及び放学とする。</p> <p>附 則</p> <p>本学則は、昭和26年11月1日からこれを施行する。</p>

現 行	旧
<p>の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。ただし、教室外の準備のための学習が基準どおりできない事情があるとき、又は教育効果を考慮して必要があるときは、1時間半又は2時間の講義に対してそれぞれ教室外における1時間半又は1時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間半又は2時間15週の講義をもつて1単位とすることができる。</p> <p>二 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。</p> <p>三 外国語科目については、演習と同一に取扱う。</p> <p>四 実験・実習・体育実技等の授業については、学習はすべて実験室、実習場等で行われるものとし、毎週3時間15週の実験又は実習をもつて1単位とする。</p> <p>第31条 考查及び単位認定は、授業担当学部又は教養部においてこれを行う。</p> <p>第32条 前3条の単位に関する規定は医学部の専門課程にはこれを適用しない。</p> <p>第5節 卒業及び修了</p> <p>第33条 第3条に規定する期間以上在学し、かつ、第26条ないし第28条に規定する所定の課程を修めた者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。</p> <p>第34条 前条の規定により卒業を認定された者に対し、学長は、卒業証書を授与する。</p> <p>第34条の2 卒業の認定は学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかつた者については次年度の前期の終わり（医学部にあつては次年度の7月）にこれを行うことができる。</p> <p>第35条 卒業者は次の区別に従い、学士と称することができる。</p> <p>人文学部</p>	

規 程

現 行	旧
<p>人文学科 文学士 法経学科 社会科学士 教育学部 教育学士 理学部 理学士 医学部 医学士 薬学部 薬学士 看護学部 衛生看護学士 工学部 工学士 園芸学部 農学士</p> <p>第6節 医学進学課程</p> <p>第36条 医学部の医学進学課程の授業科目は、教養部において履修する。</p> <p>第37条 医学進学課程の授業科目、単位数及び履修方法については、教養部の定めるところによる。</p> <p>第38条 医学進学課程の考査及び単位の認定は、教養部において行い、その修了の認定は、医学部教授会の議を経て学長がこれを行う。</p> <p>第39条 医学進学課程の修了の認定を受けた者は、本学医学部の専門課程に進学するものとする。</p> <p>第40条 削除 第41条 削除 第42条 削除</p> <p>第7節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料</p> <p>第43条 入学（転学、編入学及び再入学を含む。）を志願する者は、検定料として、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（以下「省令」という。）に規定する額を納めなければならない。</p> <p>第44条 入学料は、省令に規定する額とする。</p> <p>第44条の2 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる場合には、申請に基づき入学料の全部又は一部を免除することがある。</p> <p>入学料の免除の取扱いについては、別に定める。</p> <p>第44条の3 前条の規定により入学料の免除を申請したが許可されなかつた者及び入学</p>	

現 行	旧
<p>料の一部を免除された者は、別に定める期日までに、入学料の全額（一部を免除された者は、その残額）を納めなければならない。</p> <p>第44条の4 次の各号の一に該当する場合には、未納の入学料の全額を免除することができる。</p> <p>一 第44条の2の規定により入学料の免除を申請中の者について死亡したことにより除籍した場合</p> <p>二 前条に該当する者について死亡又は入学料の未納を理由として除籍した場合</p> <p>第45条 授業料は、省令に規定する額とし、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ次の2期に納めなければならない。</p> <p>前期 4月1日から30日まで（新たに入学する者は、大学が指定する期日）</p> <p>後期 10月1日から31日まで</p> <p>第46条 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、その他特別の事情がある場合には、申請に基づき授業料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>授業料の免除の取扱いについては、別に定める。</p> <p>第47条 次の各号の一に該当する場合には、それぞれの額の授業料を免除することができる。</p> <p>一 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額</p> <p>二 第44条の3に該当する者について、入学料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額</p> <p>三 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額</p> <p>四 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し退学を許可した場合 月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額</p> <p>第48条 休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。</p>	

規 程

現 行	旧
<p>第49条 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、その他特別の事情がある場合には、申請に基づき授業料の徴収を猶予し又は月割分納を許可することがある。</p> <p>授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。</p> <p>第50条 削除</p> <p>第51条 寄宿料は、省令に規定する額とし、毎月末日までに納めなければならない。ただし、2か月分以上を前納することができる。</p> <p>特別の事情のある場合には、申請に基づき寄宿料を免除することがある。</p> <p>寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。</p> <p>第52条 次の各号の一に該当する場合には、それぞれの額の寄宿料を免除することができる。</p> <p>一 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の寄宿料の全額</p> <p>二 第14条の3に該当する者について、入学金の未納を理由として除籍した場合 未納の寄宿料の全額</p> <p>三 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の寄宿料の全額</p> <p>第52条の2 既納の料金は返付しない。</p> <p>第8節 専攻科及び別科</p> <p>第53条 本学に精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として専攻科を置く。</p> <p>専攻科に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第53条の2 本学に簡単な程度において、特別の技能教育を施すことを目的として、別科を置くことがある。</p> <p>別科に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第9節 特別聴講学生、聴講生、専攻生、委託研究生、研究生、受託研修生及び外国人学生</p> <p>第54条 他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講学生と</p>	

現 行	旧
<p>して入学を許可し、学部又は教養部の授業科目を履修させることがある。</p> <p>特別聴講学生に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第54条の2 本学所定の授業科目の中、1科目又は数科目を選んで聴講を志望する者があるときは、当該学科の授業に妨げのない限り、選考の上聴講生として入学を許可することができる。</p> <p>聴講生に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第55条 本学において特殊の専門事項の攻究を希望する者があるときは、授業研究に妨げのない限り、選考の上専攻生として入学を許可することができる。</p> <p>専攻生に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第56条 公共機関その他から委託研究生としての入学の申出があつたときは別に定めるところによりこれを許可することができる。</p> <p>第56条の2 本学において特定の専門事項を専心研究しようとする者があるときは、選考の上研究生として入学を許可することができる。</p> <p>研究生に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第56条の3 公共機関から、受託研修生として受入れの申出があつたときは、別に定めるところにより、これを許可することができる。</p> <p>第57条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上外国人学生として入学を許可することができる。</p> <p>第58条 専攻科学生・別科生・特別聴講学生・聴講生・専攻生・委託研究生・研究生・受託研修生・外国人学生については別段の定めあるものを除くほか、学部学生に関する規定を準用する。</p> <p>第10節 通信教育及び公開講座</p> <p>第59条 本学は、法令の定めるところにより通信教育を行うことがある。</p>	

規 程

現 行	旧
<p>通信教育に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第60条 本学は、一般人の教養を高め、地方文化の向上に資するため、公開講座を設けることがある。</p> <p>公開講座に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第11節 学寮及び留学生寮</p> <p>第61条 大学の理想のもとに、学生の自治生活を通じ、全人的完成を期することを目的として、本学に学寮及び留学生寮を置く。</p> <p>学寮及び留学生寮に関する規程は、別にこれを定める。</p> <p>第12節 賞罰</p> <p>第62条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は教授会及び評議会の議を経てこれを表彰することがある。</p> <p>第63条 本学の定める規定に背き、学生としての本分に反する行為があつたときは、学長は教授会及び評議会の議を経てこれを懲戒する。</p> <p>懲戒は戒告、停学及び放學とする。</p> <p>附 則</p> <p>本学則は、昭和26年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正は、昭和27年度からこれを適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和28年5月22日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和29年4月1日から施行する。ただし、第35条に定める学士号は、文学士、理学士、教育学士、薬学士、工学士及び農学士については、昭和28年3月の卒業生から、社会科学士及び医学士については、昭和30年3月の卒業生からそれぞれ適用する。</p> <p>附 則</p>	

現 行	旧
<p>本学則の改正は、昭和29年12月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 本学則の改正は、昭和30年4月1日から施行する。</p> <p>2 昭和31年3月31日までに改正前の学校教育法第56条第2項及び改正前の学則第12条の規定により、医学部の入学資格を有すると認められた者は、改正後の本学医学部の専門課程に進学することができる。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和30年7月1日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和30年7月22日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和30年10月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和31年6月14日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和31年10月18日から施行し、昭和31年10月16日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和32年5月23日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和33年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和34年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和35年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本学則の改正は、昭和36年4月1日から施</p>	

規 程

現 行	旧
<p>行する。ただし、第45条から第52条の2までの規定の改正は、昭和35年度から適用する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和37年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 本学則の改正は、昭和38年4月1日から施行する。 2 この学則施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第45条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この学則施行の日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和39年6月27日から施行する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和41年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 本学の改正は、昭和43年9月12日から施行する。</p> <p>附 則 1 本学則の改正は、昭和44年3月13日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。 2 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和43年法律第37号）附則第2項の規定により存続する文理学部については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和44年7月9日から施</p>	

現 行	旧
<p>行し、昭和44年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和44年8月15日から施行し、昭和44年7月31日から適用する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和45年5月1日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和46年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 本学則の改正は、昭和46年11月11日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行する。 2 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の学則第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 昭和47年度における入学を許可される者に係る入学科の額は、改正後の学則第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 4 この学則改正の施行の際現在在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則第45条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 5 この学則改正の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第45条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。 6 昭和47年度において入学した者の同年度に係る授業料の額は、改正後の学則第45条の規定にかかわらず年額24,000円とし、前期6,000円及び後期18,000円の額を当該前期又は後期のそれぞれの納期に納めるものとする。 	

規 程

現 行	旧
<p>附 則 この学則の改正は、昭和48年4月17日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和48年9月29日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和49年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和49年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和49年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和50年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 1 この学則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。 2 昭和50年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の学則第43条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和50年4月17日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和50年4月22日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和51年3月18日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和51年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和51年4月22日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和52年4月1日から</p>	

現 行	旧
<p>施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この学則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>(15) 千葉大学学生通則</p> <p>第1章 宣誓書及び保証書</p> <p>第1条 入学にあたっては、宣誓書を提出しなければならない。</p> <p>2 宣誓書には、学生の宣誓履行に責任をもつて協力する保証人の連署を必要とする。</p> <p>第2条 入学にあたっては、保証書を提出しなければならない。</p> <p>2 保証書には、学生の在学期間中における授業料等の納付に関し連帯して責任をもつ連帯保証人を必要とする。</p> <p>第3条 前2条の保証人及び連帯保証人は原則として同一人とし、父兄又はこれに準ずる者をもつてあてるものとする。</p> <p>2 保証人及び連帯保証人を変更する場合並びに保証人又は連帯保証人の住所が変つた場合はすみやかに所属学部長に届出なければならない。</p> <p>第2章 学生証</p> <p>第4条 学生は、入学と同時に所属学部長から学生証の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員の請求があつたときは、何時でもこれを提示しなければならない。</p> <p>第5条 学生証の有効期間は学則第3条に規定する修業年限の範囲内とする。</p> <p>2 学生証の有効期間経過後もなお、在学するときは直ちに返納し、あらたに交付を受けるものとする。</p> <p>第6条 学生は、教養部における課程を修了し専門課程に移ったときは、所属学部長に学生証を提出し証印を受けなければならない。</p>	<p>千葉大学学生通則</p> <p>第1章 入学</p> <p>第1条 入学を許可された者は、本学学生としての本分を全うする旨の宣誓をしなければならない。</p> <p>第2章 学生証</p> <p>第2条 学生は、学生証の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員の請求があつたときは、何時でもこれを提示しなければならない。</p> <p>第3条 学生証は、毎学年の始めに新たに交付を受けるものとする。</p> <p>第4条 学生証は、卒業、退学、除籍等の場合、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返納しなければならない。</p> <p>第5条 学生証を紛失したときは、直ちに届出て、再交付を受けなければならない。</p> <p>第3章 宿所届</p> <p>第6条 学生は、次の場合、宿所をすみやかに所属学部長に届出なければならない。</p> <p>(イ) 入学の際</p> <p>(ロ) 変更の都度</p> <p>第4章 保証人</p> <p>第7条 学生は、入学の際、保証人を定め所属学部長に届出なければならない。</p> <p>保証人を変更し、又は保証人が住所を変更した場合もすみやかに前項の手続をとらなければならない。</p> <p>第8条 保証人は、保証する学生の修学目的達成のために、その宣誓履行に関し責任をもつて協力するものでなければならない。</p> <p>第9条 保証人は、父兄又はこれに準ずる者を以てあてる。</p>

規 程

現 行	旧
<p>第7条 学生証は、卒業、退学、除籍等の場合は、直ちに返納しなければならない。</p> <p>第8条 学生証を紛失したときは、直ちに所属学部長に届出て再交付を受けなければならない。</p> <p>第3章 宿所届</p> <p>第9条 学生は、次の場合、宿所をすみやかに所属学部長に届出なければならない。</p> <p>(イ) 入学の際</p> <p>(ロ) 変更の都度</p> <p>第4章 身上異動</p> <p>第10条 学生は、改姓その他一身上に異動のあつた場合、その都度、すみやかに所属学部長に届出なければならない。</p> <p>第5章 服装</p> <p>第11条 服装は、任意とするも本学学生として品位を保つものでなければならない。</p> <p>第6章 健康診断</p> <p>第12条 学生は、学校保健法により毎年本学施行の健康診断を受けなければならない。</p> <p>第7章 団体</p> <p>第13条 学生が、学内において、団体を設立しようとするときは、責任代表者2名以上を定め、所定の様式に従い、責任代表者の署名捺印をもつて所属学部長に届出て、学長の認可を得なければならない。ただし、団体が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届出て、学長の認可を得るものとする。</p> <p>第14条 団体を設立したときは、7日以内に団体員名簿を作成し、所属学部長又は学生部長に提出することを要する。</p> <p>2 団体員名簿は毎年5月末日現在で更新し、学部長又は学生部長に提出するものとする。</p> <p>3 この際届出のない団体は、解散したものとして取扱う。</p> <p>第15条 学内の団体が、学外団体に参加しようとするときは、所属学部長に届出て、学長の認可を得なければならない。ただし、</p>	<p>第5章 身上異動</p> <p>第10条 学生は、改姓その他一身上に異動のあつた場合、その都度、すみやかに所属学部長に届出なければならない。</p> <p>第6章 服装</p> <p>第11条 服装は任意とするも本学学生としての品位を保つものでなければならない。</p> <p>第7章 身体検査</p> <p>第12条 学生は、学校身体検査規程により毎年本学施行の身体検査を受けなければならない。</p> <p>第8章 団体</p> <p>第13条 学生が、学内において、団体を設立しようとするときは、責任代表者2名以上を定め、所定の様式に従い、責任代表者の署名捺印をもつて所属学部長に届出て、学長の認可を得なければならない。</p> <p>但し、団体が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届出て、学長の認可を得るものとする。</p> <p>第14条 団体を設立したときは、7日以内に団体員名簿を作成し、所属学部長又は学生部長に提出することを要する。</p> <p>団体員名簿は毎年5月末日現在で更新し、学部長又は学生部長に提出するものとする。</p> <p>此の際届出のない団体は解散したものとして取扱う。</p> <p>第15条 学内の団体が、学外団体に参加しようとするときは、所属学部長に届けて、学長の認可を得なければならない。</p> <p>但し団体が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届けて、学長の認可を得るものとする。</p> <p>第16条 学生が、学外に於て、本学名を使用して団体的な活動しようとするときは、責任代表者2名以上の連署をもつて所属学部長に届けて、学長の認可を得なければならない。</p> <p>但し、団体が2学部以上にわたる場合</p>

現 行	旧
<p>団員が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届出て、学長の認可を得るものとする。</p>	<p>には、学生部長に届け出て、学長の認可を得るものとする。</p>
<p>第16条 学生が、学外において、本学名を使用して団体的な活動をしようとするときは、責任代表者2名以上の連署をもって所属学部長に届出て、学長の認可を得なければならない。ただし、団員が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届出て、学長の認可を得るものとする。</p>	<p>第9章 集会</p> <p>第17条 学生が、学内において、集会をしようとするときは、その期日の2日前までに所定の様式に従い、所属学部長に届け出て、学長の認可を得なければならない。</p> <p>但し2学部以上にわたる学生が集会をする場合には、学生部長に届け出て、学長の認可を得るものとする。</p>
<p>第8章 集会及び施設使用</p> <p>第17条 学生(団体)が、学内において、集会をしようとするときは、その期日の2日前までに所定の様式に従い、所属学部長に届出て、その認可を得なければならない。ただし、2学部以上にわたる学生(団体)が主催して集会を行なう場合には、学生部長に届出て、その認可を得るものとする。</p>	<p>第18条 学生又は学内団体が、学外から、団体、指導者、講演者を招聘しようとするときはその期日の3日前までに所属学部長に届け出て、学長の認可を得なければならない。</p> <p>但し、団員が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届け出て、学長の認可を得るものとする。</p>
<p>第18条 学生又は学内団体が、学外から、団体・指導者・講演者等を招聘しようとするときは、その期日の3日前までに所属学部長に届出て、学長の認可を得なければならない。ただし、団員が2学部以上にわたる場合には、学生部長に届出て学長の認可を得るものとする。</p>	<p>第19条 学生が、集会のために、本学の建物、施設又は物件を使用する場合には、予め所定の手続により、その場所を管理する関係部局長の認可を得なければならない。使用の認可を受けたものは、その集会のために生じた事項の一切について責任を負うものとする。</p>
<p>第19条 学生(団体)が、集会のために、本学の建物、施設又は物件を使用しようとする場合には、第17条の届出と同時に、所定の様式に従いその場所を管理する関係部局長に願出て、その認可を得なければならない。使用の認可を受けたものは、その集会のため生じた事項の一切について責任を負うものとする。</p>	<p>第10章 掲示等</p> <p>第20条 学生が、学内において、ビラ、ポスター、パンフレット又は新聞等を掲示し、若しくは配布しようとするときは、予め関係学部長に届け出てその認可を得なければならない。</p> <p>但し、その内容が2学部以上に関する場合には、学生部長に届け出て、その認可を得るものとする。</p>
<p>第9章 掲示等</p> <p>第20条 学生が、学内において、ビラ、ポスター、パンフレット又は新聞等を掲示し、若しくは配布しようとするときは、あらかじめ関係学部長に届出てその認可を得なければならない。ただし、その内容が2学部以上に関する場合には、学生部長に届出て</p>	<p>第21条 学生が、学内において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、本学の定める掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>第22条 学生が、学外において、本学名を使用してビラ、ポスター、パンフレット、又は新聞等を掲示又は配布するには、予め学</p>

現 行	旧
<p>その認可を得るものとする。</p> <p>第21条 学生が、学内において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、本学の定める掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>第22条 学生が、学外において、本学名を使用して、ビラ、ポスター、パンフレット又は新聞等を掲示又は配布するには、あらかじめ学生部長の認可を、学部名を使用する場合には、あらかじめ関係学部長の認可をそれぞれ得なければならない。</p> <p>第23条 学生が、学内において、印刷物発行、世論調査、デモンストレーション、署名運動、投票、物品販売、寄付募集、拡声器使用、その他本学教職員、学生、外来者等を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ関係部局長に届出て、その認可を得なければならない。ただし、2学部以上にわたる学生が上行為をしようとする場合には、学生部長に届出て、その認可を得るものとする。</p> <p>本条に定める行為の届出責任者は、その行為実施に関して届出先の部局長の指示に従うとともに、その行為の結果を届出先に報告しなければならない。</p> <p>第10章 その他</p> <p>第24条 学生の届出認可事項については、認可後といえども、届出の趣旨に反すると認められるにいたつた場合には、これを取消すことがある。</p> <p>第25条 本則中、学部長とあるのは、教養部長を含むものとする。</p> <p>第26条 本則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。</p> <p>附 則</p> <p>本則は、昭和26年4月1日より適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この通則の改正は、昭和44年3月31日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この通則の改正は、昭和45年6月23日から施行する。</p>	<p>生部長の認可を、学部名を使用する場合には予め関係学部長の認可をそれぞれ得なければならない。</p> <p>第23条 学生が、学内において、印刷物発行、世論調査、デモンストレーション、署名運動、投票、物品販売、寄付募集、拡声器使用、その他、本学教職員、学生、外来者等を対象とする行為をしようとするときは、予め関係部局長に届け出て、その認可を得なければならない。</p> <p>但し、2学部以上にわたる学生が右行為をしようとする場合には、学生部長に届け出てその認可を得るものとする。</p> <p>本条に定める行為の届出責任者は、その行為実施に関して届出先の部局長の指示に従うとともに、その行為の結果を届出先に報告しなければならない。</p> <p>第11章 その他</p> <p>第24条 学生の届出認可事項については、認可後と雖も、届出の趣旨に反すると認められるにいたつた場合には、これを取消すことがある。</p> <p>第25条 大学前期2年間一般教養課程履修中の学生は、文理学部所属として取扱う。</p> <p>第26条 本則施行に際して必要あるときはさらに施行細則を定める。</p> <p>附 則</p> <p>第27条 本則は昭和26年4月1日より適用する。</p>

現 行	旧																												
<p>附 則 この通則の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この通則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。</p> <p>(16) 千葉大学学寮規程</p> <p>第1条 この規程は、学則第61条の規定に基づき、本学に設置する学寮の管理運営等について定めるものとする。</p> <p>第2条 本学に次の表に掲げるとおり学寮を置く。</p> <table border="1" data-bbox="229 755 615 1207"> <thead> <tr> <th>学寮名</th> <th>所属</th> <th>収容対象</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲毛寮</td> <td>学生部</td> <td>西千葉地区における専門課程の男子学生</td> <td>千葉市小中台町824</td> </tr> <tr> <td>睦 寮</td> <td>学生部</td> <td>全学部の女子学生</td> <td>千葉市小中台町824</td> </tr> <tr> <td>無名寮</td> <td>学生部</td> <td>教養課程の男子学生</td> <td>千葉市小中台町824</td> </tr> <tr> <td>第一学生寮</td> <td>医学部</td> <td>医学部専門課程の男子学生</td> <td>千葉市亥鼻1の8の1</td> </tr> <tr> <td>人生希望寮</td> <td>医学部</td> <td>医学部専門課程の男子学生</td> <td>習志野市泉町3の9の10</td> </tr> <tr> <td>浩気寮</td> <td>園芸学部</td> <td>園芸学部専門課程の学生</td> <td>松戸市戸定648 園芸学部構内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 学部長及び学生部長は、当該学部及び学生部に所属するそれぞれの学寮を管理する。</p> <p>第4条 学寮の管理運営に関する基本的事項については、千葉大学厚生補導委員会において審議する。</p> <p>第5条 入寮及び退寮は、第3条に定める学寮を管理する者（以下「管理者」という。）が、許可する。</p> <p>2 入寮者の選考については、別に定める。</p> <p>第6条 管理者は、入寮を許可された者が、所定の手続きを怠り、又は指定された期日までに入寮しないときは、その許可を取り消すことがある。</p> <p>第7条 寄宿料については、学則第51条、第</p>	学寮名	所属	収容対象	所在地	稲毛寮	学生部	西千葉地区における専門課程の男子学生	千葉市小中台町824	睦 寮	学生部	全学部の女子学生	千葉市小中台町824	無名寮	学生部	教養課程の男子学生	千葉市小中台町824	第一学生寮	医学部	医学部専門課程の男子学生	千葉市亥鼻1の8の1	人生希望寮	医学部	医学部専門課程の男子学生	習志野市泉町3の9の10	浩気寮	園芸学部	園芸学部専門課程の学生	松戸市戸定648 園芸学部構内	<p>千葉大学学寮規則（昭39.6.27廃止）</p> <p>第1条 千葉大学学寮は新しい大学の理想のもとに自治生活を通じて全人的完成を旨とする学生寮である。</p> <p>第2条 学寮は各学部置くことができる。その名称は学部毎に定める。</p> <p>第3条 学生の収容計画は関係者の意見を汲んで学長が定める。</p> <p>第4条 学寮の主管は当該学部長とする。</p> <p>第5条 入寮及び退寮は本人の申出により学部長がこれを許可する。</p> <p>第6条 学部長は学寮生活に適しない行為があつた者に対しては退寮を命ずることがある。</p> <p>2 前項の場合には寮生代表の意見を徴する。</p> <p>第7条 学寮には顧問を置く。</p> <p>2 顧問は学部長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は学寮生活に対し随時適切な助言をする。</p> <p>第8条 建物の設備等の維持保存及び火気取締り等については、大学の定める規程を遵守しなければならない。</p> <p>第9条 各寮の規約は本規則に則り寮毎に定める。</p> <p>2 各寮の規約を定めるに当つては寮生が顧問と協議の上之を作成し学部長の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、昭和26年4月1日から施行する。</p>
学寮名	所属	収容対象	所在地																										
稲毛寮	学生部	西千葉地区における専門課程の男子学生	千葉市小中台町824																										
睦 寮	学生部	全学部の女子学生	千葉市小中台町824																										
無名寮	学生部	教養課程の男子学生	千葉市小中台町824																										
第一学生寮	医学部	医学部専門課程の男子学生	千葉市亥鼻1の8の1																										
人生希望寮	医学部	医学部専門課程の男子学生	習志野市泉町3の9の10																										
浩気寮	園芸学部	園芸学部専門課程の学生	松戸市戸定648 園芸学部構内																										

規 程

現 行	旧
<p>52条及び第52条の2の規定を適用する。</p> <p>2 前項に定めるほか、寮生は大学が別に定める基準により、当該学寮の諸経費の一部を負担する。</p> <p>第8条 管理者は、寄宿料又は寮生が負担すべき諸経費を、所定の納期までに納入しない者に対しては、退寮を命ずることができる。</p> <p>第9条 管理者は、学寮生活に適しない行為があつたと認められる寮生に対しては、退寮を命ずることができる。</p> <p>2 前項の場合には、寮生の意見を徴する。</p> <p>第10条 寮生は、所定の健康診断を受けるものとする。</p> <p>2 管理者は、前項の診断により在寮が不相当と認められた者に対しては、退寮を命ずることがある。</p> <p>第11条 学寮において当該寮生以外の者の関係する集会・催物等を行おうとする場合は、その責任者は事前に管理者の認可を受けるものとする。</p> <p>第12条 管理者は、故意又は重大な過失により、学寮の施設、設備、備品等を損傷し、又は紛失した者に対しては弁償させるものとする。</p> <p>第13条 寮生は、学寮の防火・防犯等について、大学の定める規定を遵守するものとする。</p> <p>第14条 この規程及び管理者が定めるもののほか、寮生が学寮に関する規約を定めた場合には管理者に届出るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和39年6月27日から施行する。</p> <p>2 千葉大学学寮規則（昭和26年4月1日制定）は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和41年4月1日から施行する。</p>	

現 行	旧
<p>附 則 この規程の改正は、昭和45年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和46年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和51年9月1日から施行する。</p> <p>(17) 千葉大学事務組織規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本学に事務局及び学生部を置く。</p> <p>第2条 事務局に庶務部、経理部及び施設部を置く。</p> <p>2 庶務部に庶務課及び人事課を置く。</p> <p>3 経理部に主計課及び経理課を置く。</p> <p>4 施設部に企画課、建築課及び設備課を置く。</p> <p>第3条 学生部に教務課、学生課、厚生課及び入学主幹を置く。</p> <p>第4条 各学部、教養部、生物活性研究所、医学部附属病院、園芸学部附属農場、附属図書館及び附属図書館玄奘分館に事務部を置く。必要あるときは事務室を置くことができる。</p> <p>第5条 医学部附属病院事務部に総務課、管理課及び医事課を置く。</p> <p>第6条 附属図書館事務部に整理課及び閲覧課を置く。</p> <p>第7条 課及び事務部並びに入学主幹のもとに係を置き所掌事務を分掌させる。</p> <p>2 第2条及び第3条に定める課及び入学主幹のもとに置く係の名称及び分掌事務に関しては別に定める。</p> <p>3 第4条に定める事務部(第5条及び第6条に定める課を含む。)に置く係及び事務室の名称並びに分掌事務に関しては学長の承認を得てその部局長が定める。</p> <p>第2章 事務局</p>	<p>千葉大学事務組織規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本学に事務局及び学生部を置く。</p> <p>第2条 事務局に庶務課、会計課及び施設課を置く。</p> <p>第3条 学生部に教務課、学生課及び厚生課を置く。</p> <p>第4条 各課に別に定める係を置く。</p> <p>第5条 各学部、教育学部分校、腐敗研究所、医学部附属病院及び附属図書館にそれぞれ事務部を置く。</p> <p>第6条 前条の各部局における事務分掌に関する規程はその部局長が学長の承認を経て定める。</p> <p>第2章 事務分課</p> <p>第7条 庶務課においては次の事務をつかさどる。</p> <p>一 機密事項に関すること。</p> <p>二 公印の保管に関すること。</p> <p>三 儀式及び会議に関すること。</p> <p>四 諸規程の制定及び改廃に関すること。</p> <p>五 職員の任免、職階、給与、勤務評定、服務等入事に関すること。</p> <p>六 職員の栄典、ほう賞、懲戒に関すること。</p> <p>七 人事記録の作製保管に関すること。</p> <p>八 職員の研修に関すること。</p> <p>九 職員の厚生福祉に関すること。</p> <p>一〇 調査統計に関すること。</p> <p>二 公文書の授受発送及び整理保管に関すること。</p>

現 行	旧
<p>第8条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 大学の総括事務に関し、連絡調整すること。</p> <p>二 機密に関すること。</p> <p>三 儀式その他諸行事に関すること。</p> <p>四 評議会その他の会議に関すること。</p> <p>五 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>六 学位に関すること。</p> <p>七 内地及び外地研究員等に関すること。</p> <p>八 学術団体等との連絡に関すること。</p> <p>九 広報及び渉外に関すること。</p> <p>一〇 公印の管守に関すること。</p> <p>一一 公文書類の接受発送及び整理保管に関すること。</p> <p>一二 調査統計その他諸報告に関すること。</p> <p>一三 その他他の部課の所掌に属しないこと。</p>	<p>ること。</p> <p>三 広報及び渉外事項に関すること。</p> <p>三 他課に属しないこと。</p> <p>第8条 会計課においては次の事務をつかさどる。</p> <p>一 予算の編成及び配当に関すること。</p> <p>二 経費及び収入の決算に関すること。</p> <p>三 支出負担行為及びその認証に関すること。</p> <p>四 収入及び支出に関すること。</p> <p>五 現金及び有価証券の納納、保管に関すること。</p> <p>六 会計の監査に関すること。</p> <p>七 物品の納納、保管に関すること。</p> <p>八 行政財産の管理に関すること。</p> <p>九 文部省共済組合に関すること。</p> <p>一〇 庁内の警備に関すること。</p> <p>一一 その他会計に関すること。</p>
<p>第9条 人事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 職員の任免、分限、懲戒及び服務等に関すること。</p> <p>二 職員の給与に関すること。</p> <p>三 職員の定員に関すること。</p> <p>四 職員の勤務評定に関すること。</p> <p>五 退職者の恩給、共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。</p> <p>六 栄典、表彰に関すること。</p> <p>七 人事記録に関すること。</p> <p>八 職員の団体に関すること。</p> <p>九 職員の健康及び安全保持並びに福利厚生に関すること。</p> <p>一〇 課の所掌事務の諸報告に関すること。</p> <p>一一 その他的人事に関すること。</p>	<p>第9条 施設課においては次の事務をつかさどる。</p> <p>一 営繕工事の企画立案に関すること。</p> <p>二 営繕工事の設計及び監督に関すること。</p> <p>三 営繕工事の入札に関すること。</p> <p>四 電気、電話、瓦斯、水道等諸施設の工事施工に関すること。</p> <p>五 その他営繕に関すること。</p>
<p>第10条 主計課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>二 予算及び決算に関すること。</p> <p>三 債権管理の総括事務に関すること。</p> <p>四 物品管理の総括事務に関すること。</p>	<p>第10条 教務課においては次の事務をつかさどる。</p> <p>一 入学及び卒業に関すること。</p> <p>二 講座、教育課程編成及び単位認定に関すること。</p> <p>三 指導要録、学業調査書等に関すること。</p> <p>四 教員認定講習、通信教育及び公開講座に関すること。</p> <p>五 研究集会その他研究調査の助成に関すること。</p> <p>六 研究生、委託生、聴講生、別科生及び外国人学生に関すること。</p> <p>七 進学適性検査監理審査会に関すること。</p>

現 行	旧
<p>五 会計の監査に関すること。</p> <p>六 支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>七 国有財産に関すること。</p> <p>八 職員の宿舎に関すること。</p> <p>九 会計職員の公印の管守に関すること。</p> <p>〇 会計諸規程に関すること。</p> <p>二 科学研究費に関すること。</p> <p>三 課の所掌事務の諸報告に関すること。</p> <p>三 その他会計事務で経理課の所掌に属しないこと。</p> <p>第11条 経理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 債権の管理に関すること。</p> <p>二 収入及び支出に関すること。</p> <p>三 歳入歳出外現金及び有価証券に関すること。</p> <p>四 給与等の支給に関すること。</p> <p>五 所得税等の徴収に関すること。</p> <p>六 物品の調達に関すること。</p> <p>七 物品の管理に関すること。</p> <p>八 委任経理に関すること。</p> <p>九 計算証明に関すること。</p> <p>〇 警備取締りに関すること。</p> <p>二 共済組合に関すること。ただし、長期給付に関するものを除く。</p> <p>三 課の所掌事務の諸報告に関すること。</p> <p>三 その他会計経理に関すること。</p> <p>第12条 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>二 工事に關し、予算案を準備すること。</p> <p>三 工事費の実施配分に関すること。</p> <p>四 工事の入札及び請負契約事務に関すること。</p> <p>五 建築、電気、ガス、水道等工事の関係法令等に基づく諸手続に関すること。</p> <p>六 施設に関する調査及び報告に関すること。</p> <p>七 その他他課の所掌に属しない施設整備及び営繕に関する事務に関すること。</p> <p>第13条 建築課においては、次の事務をつか</p>	<p>八 部内所掌事務の調整、連絡に関すること。</p> <p>九 部内の庶務に関すること。</p> <p>〇 部関係諸会議に関すること。</p> <p>二 他課に属しないこと。</p> <p>第11条 学生課においては次の事務をつかさどる。</p> <p>一 学生の課外活動の補導に関すること。</p> <p>二 補導のための大学紹介に関すること。</p> <p>三 学生通則に関すること。</p> <p>四 学生の賞罰に関すること。</p> <p>五 その他学生の文化教養に関すること。</p> <p>第12条 厚生課においては次の事務をつかさどる。</p> <p>一 学生の生活相談に関すること。</p> <p>二 学生の実態調査及び厚生資料の作成に関すること。</p> <p>三 学生の奨学に関すること。</p> <p>四 学寮に関すること。</p> <p>五 卒業生の就職に関すること。</p> <p>六 学生の健康管理に関すること。</p> <p>七 その他学生の厚生に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和26年12月1日から施行する。</p>

規 程

現 行	旧
<p>さどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設の整備計画に関する事 二 建築及び土木工事（以下「建築工事」という。）の実施計画に関する事 三 建築工事の設計に関する事 四 建築工事費の積算に関する事 五 建築工事の施工、監督に関する事 六 建築工事の検査に関する事 七 その他営繕に関する技術的事項に関する事 <p>第14条 設備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 電気、電話、給排水、ガス、冷暖房、衛生設備等（以下「設備」という。）の整備計画に関する事 二 設備工事の実施計画に関する事 三 設備工事の設計に関する事 四 設備工事費の積算に関する事 五 設備工事の施工、監督に関する事 六 設備工事の検査に関する事 七 西千葉地区共通設備の管理に関する事 八 その他設備に関する技術的事項に関する事 <p>第3章 学生部</p> <p>第15条 教務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 入学（入学者選抜に関する事務を除く。）及び卒業に関する事 二 講座、教育課程編成及び単位認定に関する事 三 授業日程に関する事 四 教員認定講習、単位修得試験、通信教育及び公開講座に関する事 五 研究会会その他研究調査の助成に関する事 六 大学院、専攻科、専攻生、聴講生、委託研究生、研究生、受託研修生、別科生及び外国人学生に関する事 七 学生部内所掌事務の調整、連絡に関する事 八 学生部の庶務に関する事 	

現 行	旧
<p>九 学生部関係諸会議に關すること。</p> <p>一〇 その他教務に關すること。</p> <p>二 その他他課及び入学主幹に屬しない事項に關すること。</p> <p>第16条 学生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 学生の課外活動の補導に關すること。</p> <p>二 学生相談に關すること。</p> <p>三 補導のための大学紹介に關すること。</p> <p>四 学生通則に關すること。</p> <p>五 学生の賞罰に關すること。</p> <p>六 その他学生の補導に關すること。</p> <p>第17条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 学生の生活相談に關すること。</p> <p>二 学生の実態調査及び厚生資料の作成に關すること。</p> <p>三 学生の奨學に關すること。</p> <p>四 学寮に關すること。</p> <p>五 卒業生の就職に關すること。</p> <p>六 学生の健康管理に關すること。</p> <p>七 その他学生の厚生に關すること。</p> <p>第18条 入学主幹は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 入学者選抜に關する総括及び連絡調整に關すること。</p> <p>二 入学者選抜方法の改善の企画立案に關すること。</p> <p>三 入学者選抜に關する委員会に關すること。</p> <p>四 その他入学者選抜に關すること。</p> <p>第4章 各局事務部</p> <p>第19条 各局事務部（医学部附属病院及び附属図書館の事務部を除く。）においては、各局における庶務會計その他の事務をつかさどる。</p> <p>第5章 医学部附属病院事務部</p> <p>第20条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 病院事務の連絡調整に關すること。</p> <p>二 會議及び行事に關すること。</p> <p>三 職員の人事に關すること。</p>	

規 程

現 行	旧
<p>四 職員の服務及び福祉に関すること。</p> <p>五 職員団体に関すること。</p> <p>六 病院に係る争訟事務の総括に関すること。</p> <p>七 附属学校に関すること。</p> <p>八 看護学校等の臨床実習に関すること。</p> <p>九 調査統計の総括に関すること。</p> <p>一〇 その他他課に属しない事項に関すること。</p> <p>第21条 管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 構内の警備取締及び災害防止その他構内管理に関すること。</p> <p>二 予算及び決算に関すること。</p> <p>三 会計の照査に関すること。</p> <p>四 職員の給与等の支給に関すること。</p> <p>五 物品の取得及び管理に関すること。</p> <p>六 役務に関すること。</p> <p>七 国有財産に関すること。</p> <p>八 電気、電話、給排水、ガス及び冷暖房に関すること。</p> <p>九 その他病院の施設設備の補修に関すること。</p> <p>第22条 医事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 患者の診療事務に関すること。</p> <p>二 医療相談及び患者サービスに関すること。</p> <p>三 給食及び栄養相談に関すること。</p> <p>四 診療料金の収納及び債権の管理に関すること。</p> <p>五 社会保険等保険事務に関すること。</p> <p>六 寝具その他病室備品に関すること。</p> <p>七 医療情報事務に関すること。</p> <p>八 医事に関する調査、統計、報告に関すること。</p> <p>第6章 附属図書館事務部</p> <p>第23条 整理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 図書館（分館及び図書室を含む。）事務の連絡調整に関すること。</p> <p>二 庶務・会計に関すること。</p>	

現 行	旧
<p>三 職員の服務、福祉、研修及び給与に関すること。</p> <p>四 会議に関すること。</p> <p>五 課の調査及び諸報告に関すること。</p> <p>六 渉外に関すること。</p> <p>七 備品、消耗品に関すること。</p> <p>八 図書の選定に関すること。</p> <p>九 図書館資料の受入、登録及び更新に関すること。</p> <p>〇 図書の整理（目録、分類、製本等）に関すること。</p> <p>二 その他閲覧課に属さない事務に関すること。</p> <p>第24条 閲覧課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 閲覧及び貸出に関すること。</p> <p>二 学術雑誌及び二次文献資料（索引誌、抄録誌等）の収集、選定、整理に関すること。</p> <p>三 図書館資料の相互利用及び交換に関すること。</p> <p>四 文献の撮影及び複写に関すること。</p> <p>五 レファレンスに関すること。</p> <p>六 利用案内、展示等に関すること。</p> <p>七 図書館資料の保存、配架及び閲覧室、書庫の管理に関すること。</p> <p>八 図書館資料及び図書館についての調査研究に関すること。</p> <p>九 課の調査及び諸報告に関すること。</p> <p>〇 図書館業務の機械化に関すること。</p> <p>二 その他図書館の利用に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和26年12月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和27年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和31年12月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程の改正は、昭和32年12月14日から</p>	

規 程

現 行	旧
<p>施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和33年6月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和35年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和37年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和38年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和38年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和41年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和43年5月9日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和48年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和48年9月29日から施行する。</p> <p>附 則 この規程の改正は、昭和50年4月1日から</p>	

現 行	旧
<p>施行する。 附 則 この規程の改正は、昭和52年4月1日から 施行する。 附 則 この規程の改正は、昭和53年4月1日から 施行する。</p>	